

上 信 越 高 原 国 立 公 園

妙 高 高 原 地 域
管 理 計 画 書

平成 1 7 年 1 0 月

環境省自然環境局中部地区自然保護事務所

目 次

第 1	管理計画作成方針	1 ページ
第 2	管理計画区設定方針	2
第 3	各管理計画区共通管理方針	6
第 4	関山管理計画区	9
第 5	関・燕管理計画区	15
第 6	大田切南管理計画区	22
第 7	赤倉管理計画区	26
第 8	池の平管理計画区	34
第 9	杉野沢管理計画区	42
第 10	笹ヶ峰管理計画区	46
第 11	山岳地域管理計画区	54
別表 1	各管理計画区共通許可、届出等取扱方針	1
別表 2	各管理計画区共通公園事業取扱方針	8
別表 3	特別地域内における行為の許可基準の特例(赤倉地区)	17
別表 4	看板等の作成例	22
別表 5	緑化木本表	23
別表 6	スキー場の安全対策についての指針	24
別表 7	スキー場事業施設等の解釈	28
別表 8	自然解説に関する計画	29
別表 9	利用の規制計画	31
別表 10	申請書の進達及び指令書交付について	32

第 1 管理計画作成方針

上信越高原国立公園は、昭和 24 年 9 月 7 日に志賀高原・苗場・谷川・草津・万座・浅間地域が国立公園に指定され、その後、昭和 31 年 7 月 10 日に妙高・戸隠地域が国立公園区域に編入されている。

妙高高原地域に関する公園計画については、隣接する戸隠地域とともに昭和 56 年 3 月 16 日に再検討を行い、その後、平成 3 年 3 月 25 日に第 1 次点検、平成 7 年 8 月 21 日に中部北陸自然歩道の計画追加、平成 7 年 12 月 22 日に第 2 次点検、平成 14 年 8 月 15 日に第 3 次点検を実施した。

上信越高原国立公園妙高高原地域管理計画書については、昭和 58 年 3 月に策定し、その後平成 3 年 3 月に改訂を行ったが、それから既に 10 年以上が経過している。その間に公園計画の第 2 次及び第 3 次点検並びに中部北陸自然歩道の計画の追加、また、周辺の交通体制の整備や、利用者の増加及び利用者層の変化等、本地域を取り巻く状況は大きく変化した。また、管理計画書が申請に対する処分の審査基準として位置付けられ、管理計画書の審査基準に係る事項の記述について適正なものに改める必要が生じている。こうした理由により管理計画を改訂することとした。

本管理計画では、自然環境の保全と安全で快適な公園利用を図るため、従来から行ってきた管理業務の内容を整理し、本地域の実状に即した新たな検討を行うことで、きめ細かな管理の方針を定め、国立公園管理業務の一層の徹底と円滑化を図る。

第2 管理計画区設定方針

上信越高原国立公園妙高高原地域は、妙高火山群、高妻山、乙妻山、雨飾山及びその裾野一帯の標高460mの山麓地域から2,462mの山岳地域である。特に東部に位置する妙高山は、山麓部から山頂まで望見され、その容姿及びこれと一体となった改変の少ない上部の植生が、当地域の風景の核心となっている。点在する通年利用の温泉地、夏期は高原における自然探勝、登山、冬期のスキー利用を中心とした地域である。

本地域は、自然条件及び利用形態から大きく二つに分けられ、さらに8つの管理計画区に区分される。

一つは、およそ標高1,500m以下の地域であり、前山、赤倉山等の外輪山を含む妙高山の裾野を形成し、なだらかな地形である、ミズナラ、シラカンバなどを主とする二次林や採草跡地としてレンゲツツジ、タニウツギ、ノリウツギなどの灌木が主となった植生の地域である。赤倉温泉、池の平温泉、関温泉、燕温泉などの集落があり、スキー場の利用や温泉利用、一般行楽などの利用が中心となっているが、それぞれ現在の集落形態にも相違が見られる。

もう一つは、およそ標高1,500m以上の地域あり、妙高山、火打山、焼山等の山々を中心とした山岳地域であり、急峻地形でブナ林や亜高山帯に属するダケカンバ、高山帯に属するハイマツ、地衣類などのある植生となっており、利用形態もほとんど登山に限られる地域である。

妙高山麓のなだらかな森林地帯、急峻な谷間の温泉地、採草跡地の二次林、まとまりのある温泉街、妙高山の眺望地、スキー場を中心とした山腹及び山岳地域の利用形態並びに管理の合理性などを考慮して本管理計画を次の8管理計画区に区分する。

(1) 関山管理計画区

妙高山麓の東部に広がる山麓緩斜面に位置し、ミズナラ等を主にした広葉樹二次林に一部スギやカラマツの人工林が介在した森林地帯である。

五最杉集団施設地区として、園地及び宿泊施設が整備されているほか、周辺は妙高少年自然の家、保養所、ゴルフ場及びスキー場などに利用されている。自然とのふれあいを推進する公共的な宿泊施設を活用した、国立公園の利用拠点として管理すべき計画区である。

(2) 関・燕管理計画区

関山管理計画区の北側の大田切川の急峻な谷間に位置している。古くから湯治場として利用されてきた温泉で、燕温泉には野天風呂があり利用者が多い。また、スキー場も整備されている。

狭い土地や急峻地形等で施設の拡張は難しいため、現状の敷地を有効に活用した施設の再整備等を進めるべき計画区である。

(3) 大田切川南管理計画区

関山管理計画区南側の大田切川を挟んだ右岸に位置し、なだらかな広がり
の採草地跡地は、シラカンバ等の広葉樹二次林の小径木と草本群落になって
いる。集落の採草地として利用された後は放置された状態が長く続いている。

妙高山眺望地として優れたものがあり、平成3年頃に保養地としての開発
計画が策定され、公園事業の決定もされたがその後の経済状況により執行は
されていない。今後の開発にあたっては慎重に対処すべき計画区である。

(4) 赤倉管理計画区

妙高山の外輪山である前山の東側斜面に位置し、古くから温泉街を形成し
ており、ホテル、民宿の他に野天風呂や足湯なども整備されている。

妙高高原地域では、最も利用者の多い地域であり、スキー場、ゴルフ場、
索道等様々な施設が整備されており、特にスキーに関してはスキージャンプ
台も整備されて、各種スキー大会の開催地にもなっている。

妙高高原地域での最も利用者の多い地域であることから、当該地域の利用
の中心地として、街並み景観の改善のあり方などを地域社会と協力しながら
整備を進めるべき計画区である。

(5) 池の平管理計画区

赤倉管理計画区の南側に隣接した位置にある。大正末期に開湯された比較
的新しい温泉地で、ホテル、民宿等の宿泊施設の他、会社の寮、保養所等が
整理された区画に良好な集落を形成している。妙高高原地区の自然公園とし
ての情報拠点である「妙高高原ビジターセンター」が設置されている。また、
ビジターセンターに隣接するいもり池には湿原植物が豊富であり、ここから
の妙高山の眺望が素晴らしいことから訪れる人が多い。

いもり池周辺の景観及びいもり池から望む妙高山の景観の保全に配慮しつ
つ、妙高高原地区での自然公園の利用情報拠点として管理すべき計画区であ
る。

(6) 杉野沢管理計画区

妙高山の外輪山である赤倉山南部斜面に広がる山腹に位置し、森林はスギ、
カラマツの良好な人工林及びシラカンバ、ブナ等の広葉樹二次林からなっ
ている。冬期におけるスキー利用が中心であり、妙高高原地区では唯一の人工
造雪機を備えたスキー場がある。長野県との県境には、落差55mの苗名滝
があり、中部北陸自然歩道が整備されている。冬期の適正な利用と野尻湖の
眺望地の保全を進めるべき計画区である。

(7) 笹ヶ峰管理計画区

妙高山の外輪山である三田原山、黒沢岳の南部山麓の緩傾斜地帯に位置し
ている。広葉樹二次林、高齢のドイツトウヒ人工林、放牧場、笹ヶ峰ダム、
集団施設地区などのある標高約1,300mの高原地帯である。

笹ヶ峰集団施設地区には、ビジターセンター、野営場、駐車場、自然探勝
路、宿泊施設などが整備されてるほか、妙高連峰の火打山及び妙高山の登山
口となっている。笹ヶ峰管理計画区は、妙高高原地区における自然とのふれ

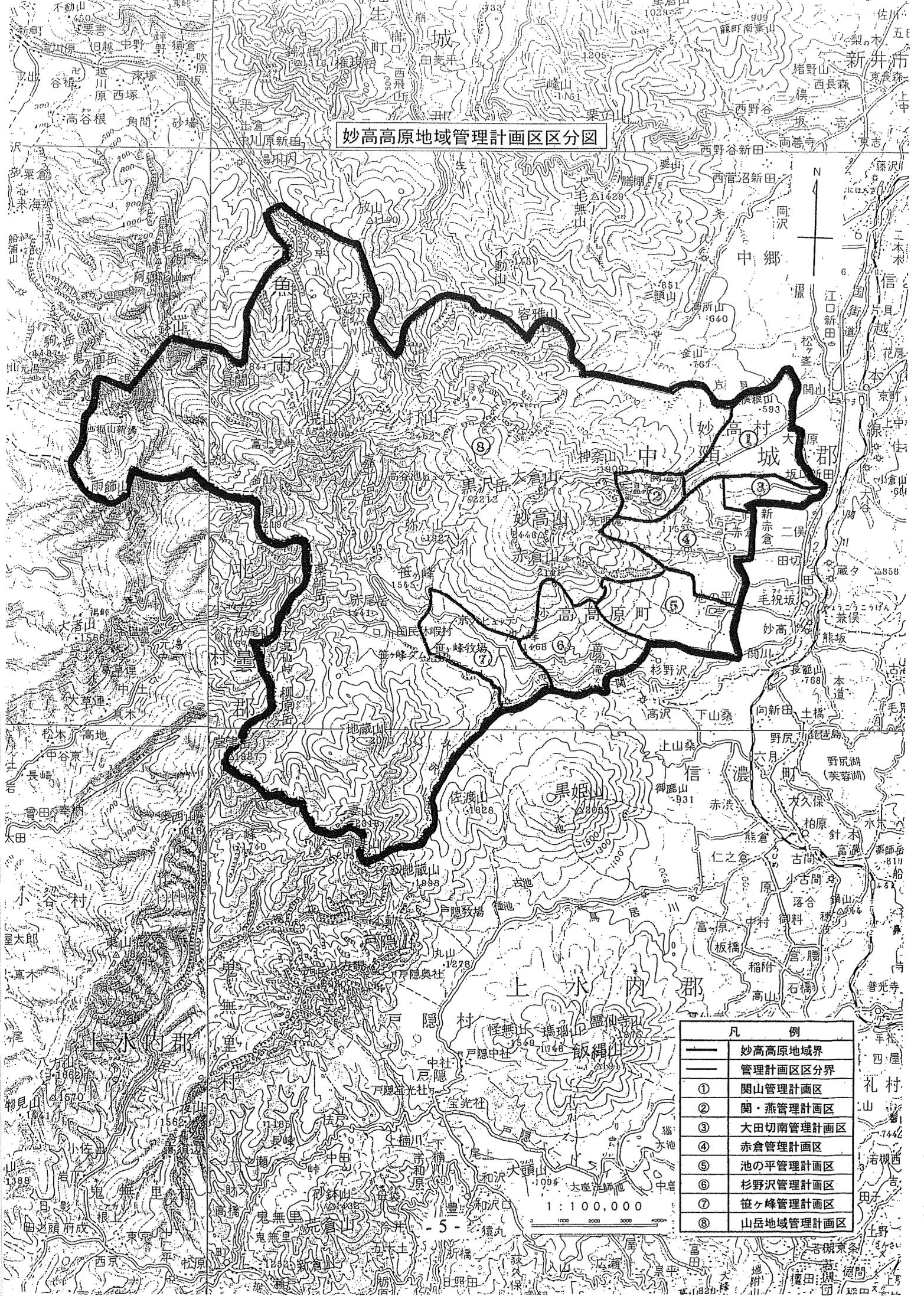
あいに関する利用拠点として、休暇村妙高など関係機関の協力を得ながら管理を進めるべき計画区である。

(8) 山岳地域管理計画区

妙高山、火打山、雨飾山等の妙高連峰を中心とする山岳地域で、糸魚川市の笹倉温泉、梶山新湯の温泉地域も含む広い地域である。高谷池や黒沢池など湿原も多く、野生動植物等も豊富であり妙高高原地域の核心部である。また、火打山を中心に金山、雨飾山周辺には、ライチョウの生息も確認されている。

山岳利用を主とする管理計画区であることから、山岳環境の保全を優先したうえで登山者の安全確保に配慮する必要がある計画区である。

妙高高原地域管理計画区分図



凡 例	
	妙高高原地域界
	管理計画区分界
①	関山管理計画区
②	関・燕管理計画区
③	大田切南管理計画区
④	赤倉管理計画区
⑤	池の平管理計画区
⑥	杉野沢管理計画区
⑦	笹ヶ峰管理計画区
⑧	山岳地域管理計画区

1 : 100,000

第3 各管理計画区共通管理方針

1 地域の開発、整備に関する事項

妙高高原地域には、関温泉や燕温泉等の古くからの温泉を中心とした集落や、赤倉や池の平のような温泉を中心に発展した街並み、更には笹ヶ峰や山岳地域のように、豊かな自然環境の中であって、それぞれの施設と周辺の自然環境との調和が求められる地域がある。しかし、この地域の集落や街並みには、個別の建築物や広告物が集団を形成した際の調和に欠ける事例が目につくことから、国立公園としての規制とともに、より良い集落や街並み景観の形成に向け、地域社会との合意を得ることが必要である。

(1) 自然公園施設

ア 自然公園施設の計画・設計・施工にあたっては、公園計画・事業決定の際の留意事項に配慮しつつ過去の整備についての検証や他の自然公園における整備事例を評価しつつ、その必要性及び効果を十分見極める。

イ 計画・設計・施工の各段階を通して、国、県、市町村及びその他の関係機関が連携して情報交換を進める。

ウ 公園利用道路の整備にあたっては、必要最小限の幅員とし、線形については支障木及び地形の改変を極力少なくするよう努力する。また、法面保護についても風致に配慮した工法とする。

(2) 一般公共施設

上記(1)を踏まえつつ、自然公園内にふさわしい、風致景観の維持、野生生物に配慮した施設となるよう関係機関との連携を図る。

(3) 集落、街並みの形成

関温泉、燕温泉、赤倉温泉は、古くから温泉街としての集落を形成している。現在の街並みから将来のあるべき街並み等について、問題提起するなど、住民の関心を引き出しつつ合意形成を呼びかける。

2 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

ア 妙高山、火打山、雨飾山等の原生的自然環境の山岳地域から、二次的な自然環境を維持する笹ヶ峰、また、古くからの湯治場として栄えた温泉地等、妙高高原地域にはさまざまなタイプの自然環境と人間生活との関わりの事例が見られる。そのため、これらを自然解説の基本的な要素とし、ビジターセンター及びパークボランティア、並びに妙高少年自然の家及び休暇村妙高等の公共的な施設とも連携しながら別表8「自然解説に関する計画」により自然解説を進めるものとする。

イ 妙高高原地区パークボランティア活動は、8月に2週間に渡って開催する「夏休み自然教室」、早春の「雪上自然観察会」、初夏の「いもり池周辺の自然案内」等の自然解説事業や美化清掃等について、中部地区自然保護

事務所に協力して実施することにより、利用者の自然とのふれあいを促進するとともに、国立公園の保護及び適正な利用の促進に努める。

ウ ビジターセンター

妙高高原地域には、池の平地区の「妙高高原ビジターセンター」と笹ヶ峰地区の「笹ヶ峰ビジターセンター」の2つのビジターセンターがある。

これらのビジターセンターは自然情報発信及び自然ふれあい活動の拠点として位置付け、相互に連携しながら運営する。

「妙高高原ビジターセンター」は昭和58年7月に新潟県の施設として整備し、妙高高原町が維持管理している。本地域の自然景観や動植物、人文などの理解を深め、自然とのふれあいを支援する施設としての役割や自然教育の拠点になっている。

「笹ヶ峰ビジターセンター」は、利用の核心部である笹ヶ峰地区に野営場に隣接し昭和34年に野営場の管理事務所を兼ねた多目的休憩所として設置され、平成11年に展示、ボランティア宿泊室及びトイレ等を改築した。野営場、笹ヶ峰周辺の自然探勝、火打山や妙高山の登山などの利用者が多く訪れる。

エ 妙高少年自然の家

子供達が妙高高原の恵まれた自然環境の中で、仲間と宿泊生活をしながら四季それぞれの自然体験や野外活動を行い、豊かな心と、たくましい体を育てることを目的として平成3年に文部省が設置した。その後、平成13年に独立行政法人国立少年自然の家の施設となっている。

年間を通した自然観察などの屋外活動やビデオ学習などの室内・文化活動といった充実した活動プログラムを有している。

環境省、地域の教育委員会や学校等と連携・協力して、こうしたプログラムを実施していく。

(2) 利用の指導

公園の保護及び利用の安全性、快適性を保つ観点から施設管理者を主体として別表9「利用の指導計画」に基づいて指導する。

(3) 利用者の安全対策

妙高高原自然保護官事務所、関係機関、事業執行者等と連携し、危険箇所などについての情報交換及び安全対策を講じる。

(4) その他

山菜採取については、山菜資源の保護、山火事防止、遭難防止などのため、山菜等乱獲防止対策会議等によりゴミの持ち帰り等のマナーや採取のあり方、慣行との調整など、適正な保護と利用の指導に努める。

3 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

ア 美化清掃計画は新潟県国立公園清掃協会妙高支部を中心に美化清掃を推進するほか、ボランティア活動の協力を得る。

イ 関係機関は、あらゆる機会を通じて利用者にごみの持ち帰りを呼びかける。

ウ スキー場内における清掃は、そこを管理するスキー場及び索道事業者が現在清掃を行っているが、これを維持、推進していくよう指導する。

エ 車道沿線については道路管理者が積極的に清掃に努める。

(2) 修景緑化計画

ア 工事にあたっては、既存樹木を可能な限り保存するものとするが、やむを得ず支障木が生ずる場合には、極力これを移植する。

イ 工事に伴いやむを得ず生じた裸地や、現在裸地となっている場所については、標高、日照、土壌等の自然条件や、冬期の除雪等を考慮し、この地域に生育する植物により修景緑化する。

ウ 草本類による緑化については、原則としてノシバ、チガヤ、ススキ等この地域に生育する種類によるものとするが、採取適地がないあるいは緊急時であるなどの理由によりこれによることが著しく不合理な場合は、洋芝類、牧草類も認める。(また、急峻な法面などにおいてもできる限り緑化を図る。)

エ 緑化に使用する樹種は別表5「緑化樹木表」を参考とする。

オ 建築物周辺地において、その地域の景観維持や野生生物の生息環境を配慮して必要と判断される以下のものを残存の対象とする。

- ・ 概ね胸高直径 5 cm 以上に生育した樹木及び概ね樹高 5 m 以上に生育した樹木。
- ・ 動物や野鳥の餌となる樹木や生息・生育する条件となっている樹木。

第4 関山管理計画区

1 概要

範 囲		新潟県中頸城郡妙高村大字関山の一部
面 積		645ha（図上測定）
土 地 所 有		環境省所管地、国有地、公有地、私有地
保 護 計 画		第2種特別地域、第3種特別地域
利 用 計 画		<p>1 集団施設地区 五最杉集団施設地区</p> <p>2 車 道 関山燕線</p> <p>3 歩 道 中部北陸自然歩道</p> <p>4 単独施設</p> <p> (宿 舎) 横根山</p> <p> (スキー場) 五最杉</p> <p> (ゴルフ場) 五最杉</p>
自 然 の 概 要	標 高	420m～880m
	地形・地質	<p>妙高山の東北に広がる地形勾配7～13%のなだらかな山麓斜面で、妙高山の噴火や外輪山の崩壊の際に流下した火砕流堆積物や泥流堆積物によって構成されている。この地帯の南側を大田切川が関川へと流下している。大田切川は田切地形（V字谷）がよく発達している。</p>
	動植物	<p>植生はミズナラ、ブナ林域に属している。長年、薪炭林や採草地として利用されてきたが、その後に放置状態だったため現在は、レンゲツツジ、タニウツギ、コマユミなどの灌木やシラカンバ、ミズナラなど小径木の生育する代償植生へと推移している。緩斜面、林道周辺などにスギやカラマツの人工林もある。</p> <p>スキー場のゲレンデ部分などには、ススキ群落やクマイチゴなどの低木群落が見られる。また、ゴルフ場は芝群落となっている。</p> <p>動物はトウホクノウサギ、ノネズミ類などホン</p>

		<p>ドキツネの食物資源が豊富で良い生息環境にある。その他にタヌキ、ツキノワグマ、イタチ、テンなどの哺乳類が生息している。</p> <p>注目すべき鳥類としては、ハチクマ、ハイタカ、ニュウナイスズメなどあげられる。</p> <p>アカシジミなどのチョウ類、カミキリムシ類、ヒガシカワトンボ、エゾトンボなどの昆虫類が広葉樹林や草地で生息している。</p>
	人 文	<p>国道 18 号から分岐する関山燕線道路が計画区の中央を縦断し、道路沿線には五最杉集団施設地区、休暇村妙高（昭和 40 年設置、平成 9 年隣接地に建替）、妙高少年自然の家（平成 3 年設置）、スキー場、会社等の保養所等が散見される、建築物は比較的少ない。</p>
利 用 の 概 要	年間利用者数	約 104 千人（平成 13 年度実績）
	利用期間	通 年
	利 用 施 設 の 概 要	<p>五最杉集団施設地区内 1 軒 190 人収容 （公園事業施設外季節旅館 2 軒 50 人収容） （国立妙高少年自然の家 1 軒 340 人収容）</p>
	休養施設	五最杉集団施設地区内 園 地 1ヶ所
	公共施設	五最杉集団施設地区内 駐車場 1ヶ所
	運動施設	五最杉集団施設地区内 テニスコ-ト 2面
	そ の 他	<p>スキ-場 2ヶ所 ゴルフ場 1ヶ所</p>
基盤施設	<p>関山燕線道路（車道） 中部北陸自然歩道</p>	

2 管理の基本的方針

五最杉集団施設地区を中心に、年間を通して利用者の訪れる地域であるこ

とから、各利用施設の機能充実を図るため、以下を管理の基本的方針とする。

(1) 保護に関する方針

- ア 妙高山麓のなだらかな裾野に位置し、妙高山の眺望景観が優れていることから、道路沿線や集団施設地区からの眺望が保護されるよう配慮する。
風力発電施設など眺望に支障の恐れのある建築物は、認めないものとする。
- イ 当該区域は、薪炭林及び採草跡地であったため、高木の生育があまり見られない。潜在的な植生としての森林への再生を図る。
- ウ 道路から眺望される大田切川の田切地形（V字谷）の風致の維持に留意する。

(2) 利用に関する方針

- ア 五最杉集団施設地区では休暇村妙高と連携し、中部北陸自然歩道や藤巻山登山など自然探勝の利用拠点として、積極的な自然ふれあい行事の開催や自然解説活動に努める。
- イ 妙高少年自然の家と連携し、樹木や森に関する自然に親しむ環境教育や林業体験を推進する。
- ウ 中部北陸自然歩道は、関山集落から関温泉までの道路沿線や樹林内のコース設定となっていることから、当該地域では「妙高山麓歴史と温泉のみち」として整備されており、集団施設地区や休暇村の利用者、妙高少年自然の家の利用者、住民や小中学校の屋外行事等の自然とのふれあいの場として利用を図る。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成13年5月28日付け環自国第213号自然環境局長通知)第5に規定するとおり、「自然公園法施行規則第11条」「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知)において定める基準の細部解釈及び「別表1 各管理計画区共通許可、届出取扱方針」によるほか下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 工作物の 新築、改築 又は増築		

(1) 屋外運動施設	全 域	<p>基本方針</p> <p>以下の要件のいずれかに適合するものとする。</p> <p>ア 既存の民宿、保養所等の宿泊の用に供する建物と同一敷地又は隣接する敷地において行うもの。</p> <p>イ 民宿、保養所等の宿泊の用に供する宿泊施設が合同で当該宿泊施設の周辺の敷地において行うもの。</p> <p>ウ 地方自治体が地区住民に開放することを目的としてが行うもの。</p>
--------------	-----	---

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号自然保護局長通知)及び「別表2 各管理計画区共通公園事業取扱方針」によるほか下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路(車道)	関山燕線	<p>基本方針</p> <p>ア 国道18号から関温泉、燕温泉に至る主要道路である。多雪地帯の比較的急勾配の道路であるため除雪や利用者の安全と風致の維持に配慮した道路整備とする。</p> <p>イ 妙高山の眺望が妨げにならないよう付帯施設等の設置に配慮する。</p> <p>規模</p> <p>路線距離 6.9km 有効幅員 7 m</p>
2 道路(歩道)	中部北陸自然歩道	<p>基本方針</p> <p>妙高山眺望など優れた利用拠点には、風致景観等に支障のない範囲で展望の確保に配慮する。車道横断箇所の注意標識や車道沿い区間の歩道整備を図る。</p> <p>規模</p> <p>路線距離 8.4 k m</p>
3 宿 舎	五最杉集団施設地	<p>基本方針</p> <p>自然教育、自然探勝、スポーツ体験などの</p>

	区	<p>利用及び宿泊拠点として充実を図る。</p> <p>規模</p> <p>ア 宿泊収容力 250人/日以下</p> <p>イ 建築物の高さ 13m以下</p> <p>ウ 建築面積の敷地面積に対する割合 20%以下</p> <p>エ 壁面後退距離</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園事業たる道路、その他主に公園利用に供される道路の路肩から 10m ・上記道路以外の道路から 5m ・敷地境界線から 5m
4 園地	五最杉集団施設地区	<p>基本方針</p> <p>宿泊施設に隣接しており、利用者が気軽に自然散策等を楽しめる園地とする。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>集団施設地区利用者のために駐車場が整備されているが、将来は藤巻山への登山者の利用を視野に入れた整備を図る。</p> <p>管理方針</p> <p>休暇村妙高の協力を得て管理する。</p>
5 スキ-場	五最杉	<p>基本方針</p> <p>緩傾斜及び地形等から初心者や家族向きであり、気軽に利用できる施設として整備する。整備にあたっては妙高山の景観に著しい影響のないよう配慮する。</p> <p>スキ-場事業区域</p> <p>区域面積：79ha</p>
6 ゴルフ場	五最杉	<p>基本方針</p> <p>既存施設の区域内による整備にとどめるものとする。整備にあたっては妙高山の景観に著しい影響のないよう建物や植栽木等の配置に留意する。</p>

4 地域の開発、整備に関する事項
(1) 自然公園施設

五最杉集団施設地区を中心とした国立公園の利用拠点として歩道や園地等の整備充実を図る。

5 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

ア 土地

環境省所管地 5.78 ha (昭和40～41年度所管換)

イ その他工作物

園地(五最杉集団施設地区)	駐車場	1ヶ所
	テニスコート	2面
	休憩所(四阿)	2棟
	園路	606m

(2) その他

国有財産の管理は、休暇村妙高の協力を得て行う。

6 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

ア 五最杉集団施設地区を中心に、休暇村妙高と連携し園地、自然歩道等を利用した自然解説活動の充実を図る。

イ 環境教育の拠点として、妙高少年自然の家及び関係機関の行う自然ふれあい行事と連携しながら自然体験活動の充実を図る。

(2) 利用者の安全対策

近年はツキノワグマの出没が多いことから、関係機関の連携によりツキノワグマ予の防対策を図る。

7 地域の美化修景に関する事項

(1) 修景緑化計画

自然豊かな地域であるが、中小径木が多くを占めている。高木は景観に影響することから、新たな開発や緑化を進めるうえで可能な限り将来高木となる樹木の育成に配慮した指導をする。

第5 関・燕管理計画区

1 概 要

範 囲	新潟県中頸城郡妙高村大字関山の一部	
面 積	296ha (図上測定)	
土 地 所 有	国有地、公有地、私有地	
保 護 計 画	第2種特別地域、第3種特別地域	
利 用 計 画	<p>1 車 道 関山燕線、関赤倉線、燕赤倉線</p> <p>2 歩 道 神奈山線、妙高連峰縦走線、大倉池線</p> <p>3 単独施設</p> <p>(宿 舎) 関温泉、燕温泉</p> <p>(園 地) 関温泉、燕温泉</p> <p>(スキ-場) 関温泉、燕温泉</p>	
自 然 の 概 要	標 高	800m～1,679m
	地形・地質	<p>妙高山の外輪山前山と神奈山の間を大田切川が貫流する北地獄谷の下方に位置し、地形が急峻である。また、この地区は、種々の地層がみられ燕河原では、妙高山の基盤である第3紀基盤岩類が、関温泉では、火山噴出物が露頭している。</p> <p>溪谷は、田切地形（V字谷）が発達している。</p>
	動植物	<p>全域がブナ林域に属している。特に標高1,400m以上の地域には良好なブナ林が残っている。</p> <p>標高1,400mより低い地域は、ブナとミズナラ等の混交林で林床はチシマザサなどが生育している。スキー場のゲレンデは、ススキなど草本群落となっている。</p> <p>急峻な林内には、ツキノワグマやホンドリスなどの動物が生息し、鳥類ではアカゲラ、コゲラなどのキツツキ目の仲間等が生息している。</p>
	人 文	江戸時代中期の享保12年(1727年)に開湯した関温泉は、燕河原より引湯して湯治場として栄え

		た。明治 8 年(1875 年)に北地獄谷より引湯した燕温泉は、「黄金の湯」と「河原の湯」の二つの野天風呂があり、いずれも白い湯が特徴で利用者の人気が高い。								
利 用 の 概 要	年間利用者数	約 1 4 3 千人(平成 1 3 年度実績)								
	利用期間	通 年								
	利 用 施 設 の 概 要	<table border="0"> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>公園事業宿舎</td> <td>1 5 軒</td> <td>1,2 8 0 人収容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(公園事業外宿舎</td> <td>4 軒</td> <td>3 0 0 人収容)</td> </tr> </table>	宿泊施設	公園事業宿舎	1 5 軒	1,2 8 0 人収容		(公園事業外宿舎	4 軒	3 0 0 人収容)
	宿泊施設	公園事業宿舎	1 5 軒	1,2 8 0 人収容						
	(公園事業外宿舎	4 軒	3 0 0 人収容)							
	園 地	2 ヶ所								
	そ の 他	スキ - 場	2 ヶ所							
	基盤施設	関山燕線道路(車道) 関赤倉線道路(車道) 燕赤倉線道路(車道) 神奈山線道路(歩道) 妙高連峰縦走線道路(歩道) 大倉池線道路(歩道)								

2 管理の基本的方針

関温泉は、保養、スキー場利用、神奈山登山口として、燕温泉は、保養、スキー場、妙高山の登山口としての利用拠点である。風致の維持と利用者の安全と各利用施設の機能の充実を図るため、以下を管理の基本的方針とする。

(1) 保護に関する方針

ア 急峻な山麓地形であり、公園利用道路での雪崩防止柵等の整備にあたっては、山奥にある秘湯への道路としての風致の維持に配慮する。

イ 道路から眺望される大田切川の田切地形(V字谷)の風致の維持に留意する。

(2) 利用に関する方針

ア 温泉、スキー、登山など山岳地帯における多様な利用のための拠点として機能の充実を図る。

イ 燕温泉の野天風呂は利用者が増加しており、施設の清掃等の環境保全及び安全に配慮する。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成13年5月28日付け環自国第213号自然環境局長通知)第5に規定するとおり、「自然公園法施行規則第11条」及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知)において定める基準の細部解釈及び「別表1 各管理計画区共通許可、届出取扱方針」によるほか下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物の 新築、改築 又は増築 (1) 建築物	全域	デザイン ア 屋根は落雪による危険、雪おろし等によりやむを得ぬ場合は、片流れ屋根を認めるものとする。この場合は、壁面の圧迫感の恐れが生ずるとき、その緩和措置とし屋根の上部を折り曲げた形にするなど配慮をする。 イ 壁面の公園利用者から望見される部分は自然材料あるいはこれを模したものを使用すること。
(2) 屋外運動施設	全域	基本方針 地方自治体が地区住民に開放することを目的として行うもの。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号自然保護局長通知)及び「別表2 各管理計画区共通公園事業取扱方針」によるほか下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路(車道)	関山燕線	基本方針 ア 国道18号から関温泉、燕温泉に至る主要

		<p>道路である。多雪地帯の急勾配、急カーブの道路であるため利用者の安全と風致の維持に配慮した道路整備とする。</p> <p>イ 雪崩防止やトンネル内の照明など安全に配慮したものとする。</p> <p>規模 路線距離 6.9km 有効幅員 7 m</p>
	関赤倉線	<p>基本方針 関温泉と赤倉温泉を結ぶ道路である。利用者の安全と大田切川の風致の維持に配慮した道路整備とする。</p> <p>規模 路線距離 3.6km 有効幅員 7 m</p> <p>その他 関温泉方面から望見される区間は、大田切川の田切地形の風致保全のため、特に法面処理については緑化等の風致に配慮したものとする。</p>
	燕赤倉線	<p>基本方針 燕温泉と赤倉温泉を結ぶ道路である。利用者の安全と大田切川の風致の維持に配慮した道路整備とする。</p> <p>規模 路線距離 4.2km 有効幅員 7 m</p> <p>付帯施設 眺望の優れた関見峠付近に展望施設等の整備を検討する。</p>
2 道路(歩道)	妙高連峰縦走線	<p>基本方針 妙高山への登山道の起点であり、案内標識、誘導標識等を適切に配置する。</p> <p>規模 路線距離 2.5 km</p> <p>管理方法 歩道はスキー場敷地内及び赤倉温泉源泉の管理道路と重複しており、整備及び管理にあたって関係者間の調整のうえ実施するものと</p>

		する。
	大倉池線	<p>基本方針</p> <p>燕温泉街から妙高山への登山道である。誘導標識等の整備を図る。</p> <p>規模</p> <p>路線距離 5.5 km</p> <p>管理方法</p> <p>燕温泉源泉の管理道路と重複しており、整備及び管理にあたって関係者間の調整のうえ実施するものとする。</p>
	神奈山線	<p>基本方針</p> <p>妙高山の北東側にある外輪山の神奈山を經由して黒沢池に至る歩道である。妙高山、頸城平野、日本海などの眺望に優れている。</p> <p>現在は地元ボランティアにより草刈りや案内標識などの維持管理を行っており、今後もちょうした管理を継続するが、公園事業による計画的な整備も検討する。</p>
3 宿 舎	関温泉	<p>基本方針</p> <p>滞在型利用の促進を図る温泉保養地として、またスキー及び登山の利用拠点として、既存施設の充実を図る。温泉街としての良好な街並形成にも配慮する。</p> <p>規模</p> <p>宿泊収容力 1,500人/日以下</p> <p>建築物の高さ 15m以下</p> <p>デザイン</p> <p>屋根は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ぬ場合は、片流れ屋根を認めるものとする。この場合は、壁面の圧迫感の恐れが生ずるとき、その緩和措置とし屋根の上部を折り曲げた形にするなど配慮をする。</p>
	燕温泉	<p>基本方針</p> <p>滞在型利用の温泉保養地として、またスキー及び登山の利用拠点として、既存施設の充</p>

		<p>実を図る。温泉街としての良好な街並形成にも配慮する。</p> <p>規模 宿泊収容力 1,000人/日以下 建築物の高さ 15m以下</p> <p>デザイン 屋根は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ぬ場合は、片流れ屋根を認めるものとする。この場合は、壁面の圧迫感の恐れが生ずるとき、その緩和措置とし屋根の上部を折り曲げた形にするなど配慮をする。</p>
4 園 地	関温泉	<p>基本方針 温泉保養及びスキー場利用者のための園地として整備を図る。園地の一部が冬期間スキー場として利用されていることから、これを考慮した計画とする。</p> <p>付帯施設の取扱い 駐車場やトイレ等の既存施設の充実を図る。</p> <p>管理方針 駐車場などの付帯施設の管理については、妙高村から管理委託されてる関温泉組合が適切に管理する。</p>
	燕温泉	<p>基本方針 温泉保養、スキー利用者及び妙高山方面への登山者のための園地として整備を図る。</p> <p>園地の一部が冬期間スキー場として利用されていることから、これを考慮した計画とする。</p> <p>付帯施設の取扱い 駐車場、トイレ及び野天風呂は、風致の維持及び利用者の安全を考慮した整備及び維持管理をする。</p> <p>管理方針 駐車場などの付帯施設の管理については、妙高村から管理委託されてる燕温泉組合が適切に管理する。</p>

5 スキ - 場	関温泉	<p>基本方針</p> <p>多雪地域で12月から春スキーの時期まで利用可能なスキー場である。初心者から中・上級者向きのコースとして整備する。</p> <p>スキ - 場事業区域</p> <p>区域面積：146 ha</p>
	燕温泉	<p>基本方針</p> <p>多雪地域で12月から春スキーの時期まで利用可能なスキー場である。中・上級者向きのコースとして整備する。</p> <p>スキ - 場事業区域</p> <p>区域面積：79 ha</p>

4 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

狭隘な温泉街であり、敷地の確保に余裕のない地域のため、駐車場などの整備にあたっては効率の良い位置に設置するなど配慮する。

5 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

地形、地質など自然の教材が豊かな地域であり、これらを利用した自然解説活動の充実を図る。関係機関、自然公園指導員、パークボランティア等の協力を得て解説、啓発等が行える体制づくりを進める。

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 修景緑化計画

建築物の建替えや改築時などには街並み景観を考慮した修景緑化を行う。

第6 大田切川南管理計画区

1 概要

範囲	新潟県中頸城郡妙高高原町大字二俣の一部 新潟県中頸城郡妙高村大字関山の一部	
面積	221ha（図上測定）	
土地所有	公有地、私有地	
保護計画	第2種特別地域、第3種特別地域	
利用計画	1 車道 北赤倉線 2 単独施設 （宿舎） 大田切川南 （園地） 大田切川南 （駐車場） 大田切川南 （運動場） 大田切川南 （排水施設） 大田切川南	
自然の概要	標高	420m～750m
	地形・地質	大田切川南部に位置し、大田切川を境に関山地区と隣接している。地形は7～10%のなだらかな東に低い傾斜地で、妙高山の噴火や外輪山の崩壊の際に流下した火砕流堆積物や泥流堆積物によって構成されている。また、大田切川は田切地形（V字谷）がよく発達している。
	動植物	長い期間にわたり採草地として利用された結果、高木の生育が見られない地域であり、シラカンバ、ヤナギ等の小径木の二次林が生育しているが本数密度は小さい。一部には杉の植栽木も見られる。 ススキなどの草本に混じってタニウツギ、ウワミズザクラ等の低木群が散見される。 動物ではトウホクノウサギ、ホンドキツネ、ツキノワグマなどが生息しており、鳥類ではキジ等が見られる。

	人 文	<p>妙高山東山麓裾野の大田切川右岸の緩傾斜地である、転石が多く農地不適のため採草地として昭和30年代後半まで使用され、現在は広葉樹小径木二次林や大型草本が占めている。</p> <p>妙高山の眺望に優れた地で、ホテル等の開発計画が策定されたが、経済状況の悪化により進展していない。</p> <p>国道18号と赤倉温泉を結ぶ県道一本が整備されている。</p>
利 用 の 概 要	年間利用者数	約1千人
	利用期間	通 年
	利用施設の概要 基盤施設	北赤倉線道路（車道）

2 管理の基本的方針

妙高山の東側山麓に位置し、妙高山眺望の優れた地域である。妙高山麓地域における公園利用者の適正な分散を図るため、良好な宿泊施設地域として、以下の基本的方針とする。

(1) 保護に関する方針

ア 妙高山麓のなだらかな裾野に位置し、妙高山の眺望景観が優れていることから、公園利用道路である北赤倉線道路（車道）からの眺望が保護されるよう配慮する。

風力発電施設など眺望に支障の恐れのある建築物は、認めないものとする。

イ 当該区域は採草跡地であったため、高木の生育があまり見られないので、現在の二次林について大径木化を図り、潜在的な植生としての森林への再生を図る。

ウ 道路から眺望される大田切川の田切地形（V字谷）の風致の維持に留意する。

(2) 利用に関する方針

妙高山麓における公園利用者の適正な分散を図るため、良好な宿泊施設地域として整備を図る。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成13年5月28日付け環自国第213号自然環境局長通知)第5に規定するとおり、「自然公園法施行規則第11条」及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知)において定める基準の細部解釈及び「別表1 各管理計画区共通許可、届出取扱方針」によるほか下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物の 新築、改築 又は増築 (1) 建築物	全域	規模 敷地面積が1,500㎡以上であるよう指導する。
(2) 屋外運 動施設	全域	基本方針 現在大学の山荘が一棟あるのみであり、基本的には認めない。白田切川土石流災害復旧のための土捨場跡地、及び地方自治体が地域住民に開放することを目的として行うものについてはこの限りでない。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号自然保護局長通知)及び「別表2 各管理計画区共通公園事業取扱方針」によるほか下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路(車道)	北赤倉線	基本方針 ア 国道18号と赤倉温泉を結ぶ道路である。 多雪地帯の道路であるため、除雪や利用者

		<p>の安全と風致の維持に配慮した道路整備とする。</p> <p>イ 妙高山の眺望を妨げないように、付帯施設等の設置には配慮する。</p> <p>規模 路線距離 2.9km 有効幅員 6 m</p>
2 宿 舎	大田切川南	<p>基本方針 妙高高原地域における公園利用者の適正な分散を図るため、良好な宿泊施設地域として整備を図る。</p> <p>規模</p> <p>ア 宿泊収容力 250人/日以下</p> <p>イ 建築物の高さ 13m以下</p> <p>ウ 建築面積の敷地面積に対する割合 20%以下</p> <p>エ 敷地の面積は1,500㎡を越えること。</p> <p>オ 一棟あたりの建築面積が2,000㎡以下</p> <p>カ 建築物にかかる土地の地形勾配が30%以下</p> <p>キ 敷地面積に対する施設面積（駐車場、テニスコートを含む）が60%以下</p> <p>ク 壁面後退距離</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園事業たる道路、その他主に公園利用に供される道路の路肩から 20m ・上記道路以外の道路から 5m ・敷地境界線から 5m

4 利用者の指導に関する事項

(1) 利用者の安全対策

山菜時期にツキノワグマの出没し被害が発生している、関係機関等との連携を密にしツキノワグマ出没の情報入手など安全対策を図る。

第7 赤倉管理計画区

1 概要

範囲	新潟県中頸城郡妙高高原町大字赤倉・二俣・田切田口・毛祝坂の一部 新潟県中頸城郡妙高村大字関山の一部	
面積	888ha(図上測定)	
土地所有	国有地、公有地、私有地	
保護計画	第2種特別地域、第3種特別地域	
利用計画	<p>1 車道 北赤倉線、赤倉池ノ平線、関赤倉線、燕赤倉線</p> <p>2 歩道 赤倉温泉妙高山線、赤倉温泉周廻線、妙高山麓線</p> <p>3 単独施設 (宿舎) 赤倉、熊堂 (園地) 赤倉 (駐車場) 赤倉 (スキ-場) 赤倉 (ゴルフ場) 赤倉 (排水施設) 赤倉 (索道運送施設) 妙高山麓赤倉線</p>	
他法令関係権利制限	名香山風致地区(一部)	
自然の概要	標高	630m～1,850m
	地形・地質	妙高山外輪山の一つである前山の東斜面である。標高およそ950mより上部は前山溶岩となっており、地形勾配が20%以上、それより下部は、中央火口丘火山砕屑岩流で地形勾配13%程度となっている。
	動植物	標高約1,400m以上には、良好なブナ林があり中径木を主体に生育している。 それより下部は、良好なミズナラ林が見られる

		<p>が、長年にわたり採草地として利用された場所は、高木もなくシラカンバ等の二次林やススキ群落などになっている。道路周辺や緩傾斜地には、スギやカラマツの人工林も良好な生育をしている。</p> <p>スキー場のゲレンデは草本類が占め、ゴルフ場は芝草地である。温泉街周辺にはレンゲツツジの群生地もある。</p> <p>動物は、ツキノワグマ、タヌキ等の他に天然記念物のヤマネが生息している。</p>																
	人 文	<p>赤倉温泉は江戸時代後期の文化3年(1816年)、開湯されたものであり、戦後のスキー場の開発により発展した。妙高山を望む風光明媚の地であることから、明治時代より岡倉天心はじめ文化人などの別荘地となってきた。</p> <p>温泉街には大野天風呂や足湯公園があり利用者に親しまれている。</p>																
利 用 の 概 要	年間利用者数	約1,076千人(平成13年度実績)																
	利用期間	通 年																
	利 用 施 設 の 概 要	<table border="0"> <tr> <td>公園事業施設</td> <td>66軒</td> <td>5,760人</td> <td>収容</td> </tr> <tr> <td>(公園事業施設外)</td> <td>52軒</td> <td>2,440人</td> <td>収容)</td> </tr> <tr> <td>(公園事業施設外)</td> <td>11軒</td> <td>180人</td> <td>収容)</td> </tr> <tr> <td>(会社寮・保養所)</td> <td>21軒</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公園事業施設	66軒	5,760人	収容	(公園事業施設外)	52軒	2,440人	収容)	(公園事業施設外)	11軒	180人	収容)	(会社寮・保養所)	21軒		
	公園事業施設	66軒	5,760人	収容														
	(公園事業施設外)	52軒	2,440人	収容)														
	(公園事業施設外)	11軒	180人	収容)														
(会社寮・保養所)	21軒																	
公共施設	駐車場	4ヶ所																
運動施設	体育館	1棟																
その他	スキ-場	6ヶ所																
	ゴルフ場	1ヶ所																
	基盤施設	<p>北赤倉線道路(車道)</p> <p>関赤倉線道路(車道)</p> <p>燕赤倉線道路(車道)</p> <p>赤倉池ノ平線道路(車道)</p> <p>赤倉温泉妙高山線道路(歩道)</p>																

2 管理の基本的方針

温泉街や複数のスキ－場があり、妙高高原の中で最も利用者の多い地区であることから、以下を基本的方針とする。

(1) 保護に関する方針

ア スキ－場が多く、ゲレンデやリフト等のスキ－場関連施設が多いことから、施設の色彩、形状等周囲の風致との調和に配慮する。

イ スキ－競技会等の開催時における放送音量は必要最小限にするとともに、シャトルバス等の運行による一般車両の乗入れ規制による風致保全に配慮する。

(2) 利用に関する方針

ア 索道山頂駅付近での自然解説活動の充実を図る。

イ 冬期のスキ－場利用だけにたよらず、四季を通しての公園利用が図られるよう関係機関とともに検討を進める。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成13年5月28日付け環自国第213号自然環境局長通知)第5に規定するとおり、「自然公園法施行規則第11条」及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知)において定める基準の細部解釈及び「別表1 各管理計画区共通許可、届出取扱方針」並びに自然公園法施行規則第11条第30項の規定による基準の特例を適用する地域については「別表3 平成12年9月6日付け環境庁告示第61号」によるほか下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物の 新築、改築 又は増築 (1) 建築物	全域	基本方針 自然公園法施行規則第11条第30項の基準の特例地区については次の取扱いとする。 ア 銀座通り及び温泉通りに面した建物の新・改・増築については、道路境界線から建物の水平投影外周線との間隔を極力離すよう

<p>(2) 屋外運動施設</p>	<p>全 域</p>	<p>努めること。</p> <p>イ 分譲地以外の別荘等の新・改・増築については、その建物の水平投影外周線は、道路及び敷地境界線よりそれぞれ 5 m 以上離すものとする。ただし、現在これ以下である既存建築物の後退線以上離すものとする。</p> <p>デザイン</p> <p>屋根は落雪による危険、雪おろし等のため、やむを得ぬ場合は、片流れ屋根を認めるものとする。この場合は、壁面の圧迫感の恐れが生ずるとき、その緩和措置とし屋根の上部を折り曲げた形にするなど配慮をする。</p> <p>基本方針</p> <p>以下の要件のいずれかに適合するものとする。</p> <p>ア 既存の民宿、保養所等宿泊の用に供する建物と同一敷地又は隣接する敷地において行うもの。</p> <p>イ 民宿、保養所等の宿泊の用に供する宿泊施設が合同で当該施設の周辺の敷地において行うもの。</p> <p>ウ 地方自治体が地区住民に開放することを目的としてが行うもの。</p>
---------------------	------------	---

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容「国立公園事業取扱要領」(平成 12 年 3 月 30 日付け環自国第 179 - 1 号自然保護局長通知)及び「別表 2 各管理計画区共通公園事業取扱方針」によるほか下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路(車道)	北赤倉線	<p>基本方針</p> <p>国道 18 号と赤倉温泉を結ぶ道路である。多雪地帯の道路であるため、除雪や利用者の安全と風致の維持に配慮した道路整備とする。</p> <p>規模</p> <p>路線距離 2.9km 有効幅員 6 m</p>

		<p>その他</p> <p>利用者の多い地域であることから、屈曲部分の線形改良や必要幅員確保等により利用者の安全に配慮する。</p>
	赤倉池ノ平線	<p>基本方針</p> <p>ア 赤倉温泉と池の平温泉を結ぶ道路である。多雪地帯の道路であるため、除雪や利用者の安全と風致の維持に配慮した道路整備とする。</p> <p>イ 歩行利用者の多い区間については、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において歩道の併設を検討する。</p> <p>規模</p> <p>路線距離 4.5km 有効幅員 6 m</p>
	関赤倉線	<p>基本方針</p> <p>赤倉温泉と関温泉を結ぶ道路である。利用者の安全と大田切川の風致の維持に配慮した道路整備とする。</p> <p>規模</p> <p>路線距離 3.6km 有効幅員 7 m</p>
	燕赤倉線	<p>基本方針</p> <p>赤倉温泉と燕温泉を結ぶ道路である。勾配もあり曲線部も多い道路であるため安全に配慮した道路整備とする。</p> <p>規模</p> <p>路線距離 4.2km 有効幅員 7 m</p> <p>付帯施設</p> <p>眺望の優れた関見峠付近に展望施設等の整備を検討する。</p>
2 道路(歩道)	赤倉温泉 妙高山線	<p>基本方針</p> <p>妙高山麓赤倉線索道の運行により、終点の駅舎周辺では、自然探勝路のための歩道として整備し、これより上部においては妙高山への登山道として整備する。</p> <p>規模</p>

		<p>路線距離 6 k m</p> <p>付帯施設</p> <p>南地獄谷避難小屋周辺では、休憩等のため施設の整備を図る。</p>
	赤倉温泉周廻線	<p>基本方針</p> <p>温泉利用者の自然散策のための周廻歩道として整備を図る。整備にあたっては公園事業化するように指導するものとする。</p>
	妙高山麓線	<p>基本方針</p> <p>赤倉温泉と池の平温泉を結ぶ自然探勝歩道として整備する。大正初期の山道の跡が一部に残っているとのもあり、自然学習の一環として古道の復元も検討する。整備にあたっては、公園事業化するように指導する。</p>
3 宿 舎	赤倉	<p>基本方針</p> <p>スキー及び滞在型温泉利用者等のための宿泊施設として整備する。</p> <p>妙高山の眺望を考慮して、標高800mを整備の上限とし、既存施設以外のこれ以上の場所における新たな宿舎の建設はこれを認めない。</p> <p>規模</p> <p>ア 宿泊収容力は10,000人/日以下とする。</p> <p>イ 建築物の高さは下記のとおりとする。</p> <p>ただし、既存施設がこれを越えている場合はその高さを上限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法施行規則第11条第30項の基準の特例地区 20m以下 ・上記特例地区以外 15m以下 <p>デザイン</p> <p>屋根は落雪による危険、雪おろし等のためやむを得ぬ場合は、片流れ屋根を認めるものとする。この場合は、壁面の圧迫感の恐れが生ずるとき、その緩和措置とし屋根の上部を折り曲げた形にするなど配慮をする。</p>

4 園 地	赤倉	<p>基本方針</p> <p>温泉利用者が気軽に自然散策や休養できる園地として整備する。整備あたっては公園事業化するように指導するものとする。</p>
5 駐車場	赤倉	<p>基本方針</p> <p>四季を通した利用者に対応する駐車場として整備する。多雪地域であり除雪体制の充実により駐車場用に支障内容配慮する。</p>
6 スキ - 場	赤倉	<p>基本方針</p> <p>ゲレンデが縦横に広がる変化に富んだスキー場でジャンプ台も整備されている。事業者においてより充実した維持管理と安全確保に努める。</p> <p>スキー場事業区域 区域面積：504 ha</p>
7 ゴルフ場	赤倉	<p>基本方針</p> <p>既存施設の範囲内による整備にとどめるものとする。</p>
8 索道運送施設	妙高山麓 赤倉線	<p>基本方針</p> <p>ア 妙高山中腹の標高1,260mからの山岳風景や野尻湖の展望、前山中腹のブナ林までのピクニック、南地獄谷経由の妙高山登山、自然散策などの自然体験を提供するとともに、冬期にはスキー場利用者のゴンドラとして利用し、通年利用施設として整備する。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>ア ゴンドラ終点駅付近からの自然探勝路、休憩所、案内板、標識等の整備を図る。</p> <p>イ 付帯施設の整備にあたっては、起伏の少ない平坦な遊歩道とし、全ての人々が当該地域周辺の自然とふれあうことが可能なように、ユニバーサルデザインを積極的に導入する。</p> <p>管理方針</p> <p>ア 索道運行期間中は、前山周辺(ゴンドラ終</p>

		<p>点駅付近)にて、パークボランティアなどによる利用者指導を行う。</p> <p>イ 歩道以外への入り込み防止や高山植物の盗掘防止のため、事業者及び関係機関による利用者指導を行う。</p> <p>ウ 自然探勝路については、自然植生に配慮しながら、散策に必要最小限の下草刈り等を地元住民及び各スキー場関係者が協力して実施する。その際には、植生保護の観点から関係機関と十分に調整するものとする。</p> <p>エ ゴミ処理及び歩道の維持管理については、事業者及び関係団体により行う。</p> <p>オ 終点駅での利用者のトイレについては、レストランのトイレを使用するものとし、浄化槽の適切な管理を行う。</p>
--	--	--

4 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

ア 赤倉地区のより良い街並み景観の形成に向けた地域社会での合意形成を図る。

イ 地区内宿舎、駐車場などの内容の充実を図るとともに園地の整備を行い、健全な温泉地の育成を図る。

(2) 一般公共施設

国道からのアクセス道路及び温泉地間の車道改良を進める。

5 地域の美化修景に関する事項

(1) 修景緑化計画

ア 基準の特例地区周辺については、極力林地を保存し風致景観の管理に努める。

イ 白田切川の河川改修工事に伴う堰堤等にあたっては、周辺景観との調和を考慮した工法とする。

第 8 池の平管理計画区

1 概 要

範 囲	新潟県中頸城郡妙高高原町大字関川・毛祝坂・田口・杉野沢の一部	
面 積	7 2 3 h a (図上測定)	
土 地 所 有	国有地、公有地、私有地	
保 護 計 画	第 1 種特別地域、第 2 種特別地域、 第 3 種特別地域	
保護施設計画	砂防施設	
利 用 計 画	1 車 道 赤倉池ノ平線 2 歩 道 妙高山麓線、池ノ平赤倉山線、 中部北陸自然歩道 3 単独施設 (宿 舎) 池ノ平 (園 地) 池ノ平 (駐 車 場) 池ノ平 (スキー場) 池ノ平 (博物展示施設) 池ノ平	
他法令関係権利制限	名香山風致地区(一部)	
自 然 の 概 要	標 高	6 8 0 m ~ 1 , 7 0 0 m
	地形・地質	妙高山の外輪山のひとつである赤倉山の東斜面に位置し、山腹から山麓の地形勾配 1 0 ~ 3 0 % 傾斜地形をなしている。赤倉山の噴火による熔岩や泥流の堆積物で地質を構成し、山麓にはいもり池湿原や湧水池がある。
	動植物	かつてこの地区は、茅場と称する採草地として利用されており、大正時代の写真を見ると樹木はほとんど見られなかった。その後、スキー場として利用されている場所は、ススキやカリヤスの群

		<p>落となっており、キキョウ、マツムシソウ、オミナエシ、ワレモコウなどの、現在、新潟県で絶滅が危惧されている植物が生育している。その他の場所は、スギ、カラマツ人工林が良好な生育をしていたり、シラカンバ、レンゲツツジの林となっている。</p> <p>いもり池付近は、雪解けとともに、ミズバショウの群落が開花するのをはじめ、ミツガシワ、ノハナショウブ、ノリウツギなどがつぎつぎに咲いて水面を彩るので上越地方では数少ない景観として貴重である。</p> <p>動物については、いもり池や周辺湿原にモリアオガエルが生息するほか、コヒョウモン、サナエトンボ、エゾイトトンボ、オオルリハムシなどの昆虫や、鳥類の種類も数多く、アカショウビンの姿も見られる。その他、イタチ、ホンドリス、トウホクノウサギなどの哺乳類も多く生息している。</p>												
	人 文	<p>池の平温泉は大正 1 2 年に開湯され、翌年のスキー場開設に伴い旅館や食堂なども営業が開始された。また、同時に別荘、大学及び企業の寮の建設が始まり発展してきた。</p> <p>妙高高原ビジターセンターは、いもり池畔に昭和 5 8 年に妙高高原の自然学習の拠点として整備され、パークボランティアの活動拠点ともなっている。いもり池の水面、湿原、妙高山と続く景観は妙高高原を代表するものであるため、春から秋にかけては、写真や写生をする人々が多く訪れる。</p>												
利 用 の 概 要	年間利用者数	約 4 4 9 千人(平成 1 3 年度実績)												
	利用期間	通 年												
	利 用 施 設	<table border="0"> <tr> <td>公園事業施設</td> <td>2 1 軒</td> <td>1,4 3 0 人収容</td> </tr> <tr> <td>(公園事業施設外)</td> <td>4 1 軒</td> <td>1,8 3 0 人収容)</td> </tr> <tr> <td>(公園事業施設外)</td> <td>2 軒</td> <td>6 0 人収容)</td> </tr> <tr> <td>(会社寮・保養所)</td> <td>2 3 軒)</td> <td></td> </tr> </table>	公園事業施設	2 1 軒	1,4 3 0 人収容	(公園事業施設外)	4 1 軒	1,8 3 0 人収容)	(公園事業施設外)	2 軒	6 0 人収容)	(会社寮・保養所)	2 3 軒)	
	公園事業施設	2 1 軒	1,4 3 0 人収容											
(公園事業施設外)	4 1 軒	1,8 3 0 人収容)												
(公園事業施設外)	2 軒	6 0 人収容)												
(会社寮・保養所)	2 3 軒)													
施 設	休養施設	園 地 1 ヶ所												

設 の 概 要	公共施設	駐車場（園地内） 1ヶ所
	運動施設	体育館 1棟
		テニスコート 1ヶ所
	その他	スキー場 2ヶ所
		砂防施設 1ヶ所
教化管理施設	博物展示施設 1棟	
基盤施設	赤倉池ノ平線道路（車道） 池ノ平赤倉山線道路（歩道） 中部北陸自然歩道（歩道）	

2 管理の基本的方針

利用拠点を代表するいもり池の景観や自然林の豊かな広がりなど良好な自然景観が保たれている地域である。池の平地区の風致の維持の管理のため、以下を管理の基本的方針とする。

（１）保護に関する方針

ア 妙高高原地域の景観を代表するいもり池は、土砂の流入による陸地化が進むなど湿原への遷移が見られる。また、ヨシやスイレンの繁茂やブラックバスの生息等、外来種の問題もある。いもり池の風致の維持については関係機関で設置している「いもり池保全対策検討会」の討議等を踏まえながら実施するものとする。

イ 湖沼景観の維持や水生動植物の保護のため、いもり池でのボート使用については、管理業務等の特別の場合以外使用しないものとする。またボート営業については、過去の経緯を踏まえつつ関係者と取り止めの調整を進める。

ウ いもり池からの妙高山の眺望の保全を図るため、眺望を妨げるような工作物の設置については慎重に対処する。

（２）利用に関する方針

ア 妙高高原ビジターセンターは、本地域での自然や人文の展示紹介だけでなく、自然解説員の常駐により館内の案内や自然観察会などの各種行事の実施、季節による展示内容の変更等を行うとともに、周辺の自然ガイドパ

ンフレットの作成及び配布、地元住民や観光業者との協力体制の構築を図る。

イ 妙高高原パークボランティア養成のための活動拠点としての充実を図る。

ウ 歩くスキー・スノーシュー常設コースは、雪上自然観察用として利用促進を図る。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成13年5月28日付け環自国第213号自然環境局長通知)第5に規定するとおり、「自然公園法施行規則第11条」及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知)において定める基準の細部解釈及び「別表1 各管理計画区共通許可、届出取扱方針」によるほか下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物の 新築、改築 又は増築 (1) 建築物	全域	<p>基本方針</p> <p>妙高山の眺望を考慮して、概ね標高800m(妙高高原バンビスキースクールとベルニナ及びホテルアルペンブリックとを結ぶ線)を上限とし、それ以上の標高の場所における建設を認めない。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>ア 汚水及び雑排水は、いもり池及びいもり池に流入する河川に排出しないものとする。</p> <p>イ いもり池から妙高山方面の眺望を妨げる場合は、高さ等の風致の保護上支障となる要素を抑えるよう指導する。</p>
(2) 屋外運動施設	全域	<p>基本方針</p> <p>以下の要件のいずれかに適合するものとする。</p> <p>ア 既存の民宿、保養所等宿泊の用に供する建物と同一敷地又は隣接する敷地において行う</p>

		<p>もの。</p> <p>イ 民宿、保養所等の宿泊の用に供する宿泊施設が合同で当該施設の周辺の敷地において行うもの。</p> <p>ウ 地方自治体が地区住民に開放することを目的として行うもの。</p>
--	--	---

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号自然保護局長通知)及び「別表2 各管理計画区共通公園事業取扱方針」によるほか下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路(車道)	赤倉池ノ平線	<p>基本方針</p> <p>ア 赤倉温泉と池の平温泉を結ぶ道路である。多雪地帯の道路であるため、除雪や利用者の安全と風致の維持に配慮した道路整備とする。</p> <p>イ 歩行利用者の多い区間については、風致景観及び自然環境の保全を考慮しながら歩道の併設を検討する。</p> <p>規模 路線距離 4.5km 有効幅員 6m</p>
2 道路(歩道)	妙高山麓線	<p>基本方針</p> <p>赤倉温泉と池の平温泉を結ぶ自然探勝歩道として整備する。江戸時代の生活道路の跡が一部に残っていることから、自然学習の一環として古道の復元も検討する。整備にあたっては、公園事業化するように指導する。</p>
	中部北陸自然歩道	<p>基本方針</p> <p>長距離自然歩道の起点近くに位置しており、ビジターセンターにおいて利用者へ案内図の配布など情報提供に努める。</p> <p>既存の吊り橋や展望所、トイレ等の維持管理に努めるとともに、風致の維持と利用者の安全を配慮した整備を図る。</p>

		<p>規模</p> <p>路線区間 16.7 km</p>
3 宿 舎	池ノ平	<p>基本方針</p> <p>妙高山の眺望を考慮して、概ね標高800m（妙高高原バンビスキースクールとベルニナ及びホテルアルペンブリックとを結ぶ線）を上限とし、それ以上の標高の場所における建設を認めない。</p> <p>規模</p> <p>ア 宿泊収容力は4,000人/日以下とする。</p> <p>イ 建築物の高さは15m以下とする。</p> <p>ウ 主要展望地のいもり池から妙高山方面の眺望の妨げとなる場合は、高さ及び壁面の圧迫感を極力おさえるよう指導する。</p> <p>デザイン</p> <p>ア 屋根の形状は、赤倉池ノ平線車道沿いの一部区間（あらきん商店～池廻屋旅館まで）では、落雪による危険及び雪おろしを考慮してやむを得ぬ場合は片流れ屋根を認めるものとする。この場合、壁面の圧迫感の緩和措置として、屋根の上部を折り曲げた形にするなどの配慮を行う。</p> <p>イ 壁面の公園利用者から望見される部分は、自然材料あるいはこれに模したものを使用すること。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>汚水及び雑排水は、いもり池及びいもり池に流入する河川に排出しないものとする。</p>
4 園 地	池ノ平	<p>基本方針</p> <p>ア いもり池は、妙高山眺望の優れた展望地であり、ミズバショウ、ミツガシワ、サワギキョウ等の湿原植物も多いことから、植物観察や写生等を目的とした利用も多い。このため、こうした雰囲気損なうことなく、木道、橋梁、案内板及び標識等について、計画的な再整備を図る。</p> <p>イ 景観及び水辺植物保護のため、関係機関で</p>

		<p>構成されている「いもり池周辺保全対策検討会」での検討結果を踏まえながら景観等の保全に努める。</p> <p>ウ ビジターセンターに隣接する自然学習の場として、誘導標識や案内標識等の整備を図る。</p> <p>規模 区域面積 19.7 ha</p> <p>付帯施設の取扱い 駐車場、休憩舎、公衆便所、芝生広場等の付帯施設の整備を図るものとする。</p> <p>管理方法 新潟県の委託により妙高高原町が維持管理を進める。</p>
5 博物展示施設	池ノ平	<p>基本方針 妙高高原地域の自然・歴史等解説のための拠点施設として整備を図る。早春時期の雪上自然観察会、夏期の夏休み自然教室を開催するとともに、パークボランティアの育成及び活動拠点として施設の充実を図る。</p> <p>管理運営 新潟県より管理受諾している妙高高原町が、管理運営要綱（参考1）及び管理運営委員会会則（参考2）に基づき管理運営にあたる。</p> <p>その他 今後の展示物の更新の際には、インフォメーション機能の充実を図る。</p>
6 スキー場	池ノ平	<p>基本方針 施設の整備や運営にあたっては、風致景観及び自然環境の保全、冬期以外の公園利用との調和に十分配慮するとともに、利用者の安全に配慮する。</p> <p>スキ - 場事業区域 区域面積：200 ha</p>

4 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

公園事業施設などで老朽化した施設は計画的な再整備を図る。

5 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

その他工作物

- ・ 妙高高原自然保護官事務所 (昭和 5 6 年 1 2 月 2 5 日新築)
木造一部鉄筋 RC 平屋建て 建築面積 1 0 7 .71 m²延面積 1 2 3 .71 m²
- ・ 車庫 (昭和 4 5 年 1 0 月 1 7 日新築) 鉄骨造 1 4 .58 m²
- ・ 事務所敷地 6 2 1 .83 m² (妙高高原町より有償借上)

6 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

パークボランティア活動による夏休み自然教室、雪上自然観察会、星空観察会の継続及び内容の充実に努める。

第9 杉野沢管理計画区

1 概要

範 囲	新潟県中頸城郡妙高高原町大字杉野沢の一部	
面 積	765ha(図上測定)	
土 地 所 有	国有地、公有地、私有地	
保 護 計 画	第2種特別地域、第3種特別地域	
利 用 計 画	<p>1 車 道 杉野沢笹ヶ峰線</p> <p>2 歩 道 笹ヶ峰杉野沢線、 中部北陸自然歩道</p> <p>3 単独施設 (宿 舎) 杉野沢 (スキー場) 杉野沢</p>	
自 然 の 概 要	標 高	810m～1,900m
	地形・地質	<p>妙高山外輪山赤倉山南東に位置し、地形勾配約25%の傾斜地である。</p> <p>地質は、赤倉山溶岩流とされている。また、信越県境関川の苗名滝は高さが55mある。</p>
	動植物	<p>妙高山の外輪山である赤倉山南面には、オオシラビソとダケカンバの混交林が見られる。大半は、ブナ、ミズナラを主とした広葉樹林であるが、道路周辺や緩傾斜地には、スギやカラマツの人工林が良好な生育をしている。また、この付近がアサノハカエデ、タマアジサイの北限となっている。</p> <p>スキー場の滑降コースは、ススキなどの草本景観を呈している。</p> <p>動物としては、アナグマやタヌキの個体数が多い他、天然記念物のヤマネも生息している。</p> <p>標高1,500m以上の山域には、ニイガタヤチネズミの生息が確認されている。</p> <p>関川の溪流沿いでは、オオルリ、コルリ、カワガラス、キビタキをはじめとした鳥類が数多く見</p>

		られる。																									
	人 文	昭和38年ころ採草地や人工林の一部をスキー場に造成された。笹ヶ峰周辺のブナなど木材搬出のため昭和20年代に林道が開設された。後に県道となり公園利用道路でもある。沿道の五八木は、長野県境近くの野尻湖方面の眺望に優れた場所として利用拠点となっている。県境を流れる関川は、切立った渓谷と滝が優れた景観を造っている。日本の滝百選の苗名滝は、訪れる人が多い。																									
利 用 の 概 要	年間利用者数	約400千人(平成13年度実績)																									
	利用期間	通 年																									
	利用施設の概要	<table border="0"> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>公園事業施設</td> <td>3軒</td> <td>240人</td> <td>収容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(公園事業施設外)</td> <td>3軒</td> <td>130人</td> <td>収容)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>スキー場</td> <td>1ヶ所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基盤施設</td> <td>杉野沢笹ヶ峰線</td> <td>道路(車道)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部北陸</td> <td>自然歩道(歩道)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	宿泊施設	公園事業施設	3軒	240人	収容		(公園事業施設外)	3軒	130人	収容)	その他	スキー場	1ヶ所			基盤施設	杉野沢笹ヶ峰線	道路(車道)				中部北陸	自然歩道(歩道)		
	宿泊施設	公園事業施設	3軒	240人	収容																						
	(公園事業施設外)	3軒	130人	収容)																							
その他	スキー場	1ヶ所																									
基盤施設	杉野沢笹ヶ峰線	道路(車道)																									
	中部北陸	自然歩道(歩道)																									

2 管理の基本的方針

妙高山の外輪山である赤倉山の南側山麓斜面に位置し、良好な自然景観が保たれている、風致の維持の管理のため、以下を管理の基本的方針とする。

(1) 保護に関する方針

ア 苗名滝とその上流渓谷にある柱状節理の岩壁や転石が独特の景観を作り出している河原、自然林などの風致の維持に努める。

(2) 利用に関する方針

ア 中部北陸自然歩道の標識等の整備を図り、自然探勝や自然学習の場として利用の推進を図る。

イ 杉野沢スキー場事業は、標高差1,124m、距離8.5kmのロングコースが整備され、妙高高原地域で唯一の人工造雪機を備えている。こうした施設を適切に活用し、事業の適正な管理運営を図る。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成13年5月28日付け環自国第213号自然環境局長通知)第5に規定するとおり、「自然公園法施行規則第11条」及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知)において定める基準の細部解釈及び「別表1.各管理計画区共通許可、届出取扱方針」によるほか下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物の 新築、改築 又は増築 (1) 屋外運 動施設	全 域	基本方針 標高800mを越える位置にあり、妙高山麓の眺望景観を保全するため認めないものとする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号自然保護局長通知)及び「別表2 各管理計画区共通公園事業取扱方針」によるほか下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路(車道)	杉野沢笹ヶ峰線	基本方針 ア 笹ヶ峰高原に至る主要道路である。風致の維持と交通の安全を考慮した路線の整備を図る。 イ 急カーブの多い路線であり、安全対策に留意する。 規模 路線距離9.6km 有効幅員6m 付帯施設 野尻湖を眺望する五八木付近に小規模な園地整備を図る。

2 宿 舎	杉野沢	<p>基本方針</p> <p>ア 道路が冬期間閉鎖される地域であり、また国立公園外の杉野沢集落には既に民宿街が形成されていることから、冬期利用の観点から新たな宿舎の積極的導入は行わないものとする。</p> <p>イ 冬期間の利用形態を踏まえ、整備にあたっては、公園境界から杉野沢笹ヶ峰線（車道）沿いの標高1,050mまでの区間とし、それ以上の標高での新規事業は認めないものとする。</p> <p>規模</p> <p>ア 宿泊収容力は800人/日以下とする。</p> <p>イ 建築物の高さは15m以下とする。ただし、既存施設がこれを越えている場合はその高さを上限とする。</p> <p>ウ 建物の水平投影外周線の後退距離はそれぞれ次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 杉野沢笹ヶ峰線（車道）の路肩から 20 m ・ その他の道路から 5 m ・ 敷地境界線から 5 m
3 スキ - 場	杉野沢	<p>基本方針</p> <p>8.5kmのロングコースを持つ人気の高いスキー場である。快適性、安全性を考慮した整備をする。</p> <p>スキ - 場事業区域</p> <p>区域面積：484 ha</p> <p>その他</p> <p>人工造雪機の使用は、「人工造雪機によるコース区域」に限定し、11月1日から翌年3月末日までの期間とする。</p>

第 1 0 笹ヶ峰管理計画区

1 概 要

範 囲	新潟県中頸城郡妙高高原町大字杉野沢の一部	
面 積	7 0 5 h a (図上測定)	
土 地 所 有	国有地、公有林、私有地	
保 護 計 画	第 2 種特別地域、第 3 種特別地域	
利 用 計 画	<p>1 集団施設地区 笹ヶ峰集団施設地区</p> <p>2 車 道 杉野沢笹ヶ峰線、笹ヶ峰小谷線</p> <p>3 自転車道 笹ヶ峰高原周廻線 笹ヶ峰ダム湖周廻線</p> <p>4 歩 道 笹ヶ峰高谷池線、 笹ヶ峰乙見山峠線 三田原山線、笹ヶ峰杉野沢線 中部北陸自然歩道</p> <p>5 単独施設 (園 地) 笹ヶ峰東</p>	
自 然 の 概 要	標 高	9 4 5 ~ 1 , 4 5 0 m
	地形・地質	<p>妙高山外輪山三田原山の南部で、地形勾配 5 ~ 1 0 % のなだらかな傾斜地である。地質的に上部は三田原山溶岩であるが、平坦地は約 2 5 , 0 0 0 年前古笹ヶ峰湖と呼ばれる湖底であり、付近では、砂や粘土の層が数ミリメートルごとに交互に積み重なった湖成層がみられる。また、現在の笹ヶ峰ダム湖は関川の上流真川とニグロ川を笹ヶ峰ダムで堰き止めて出来たものである。笹ヶ峰ダム湖岸一帯は、地すべり指定区域となっている。</p>
	動植物	<p>標高 1 , 3 0 0 m 周辺の笹ヶ峰高原は、放牧場とトウヒ人工林を除く地域をブナ、ナラ、カンバ類を主とした中小径木の広葉樹二次林が広がっている。県民の森の樹齢 7 0 年近いドイツトウヒの人工林が良好な生育をしている。</p>

		<p>広い面積を占めている放牧場は、自然芝や野草が茂り、トチノキやハルニレ、ブナなどの大木が点在している。自然林の林床はクマイザサ（シナノザサ）が覆っている。</p> <p>動物は、ツキノワグマ、ホンドキツネ、トウホクノウサギ、ホンドリス、オゴジョ、ヤマネなどが生息している。鳥類は、キジなどの野鳥が生息し、笹ヶ峰ダム湖周辺には、オシドリやニュナイスズメも生息している。</p>
	人 文	<p>嘉永4(1851)年に高田藩が開拓地として入植し、昭和58年から地元農協による放牧場となった。</p> <p>標高1,300mの高原気候が避暑地として、牧歌的な高原景観とともに人気が高い。</p> <p>笹ヶ峰集団施設地区には野営場、オートキャンプ場、笹ヶ峰ビジターセンター、休暇村ロッジ等が整備され、自然とのふれあいの利用拠点となっている。</p>
利 用 の 概 要	年間利用者数	約137千人(平成13年度実績)
	利用期間	6月～10月
	利 用 施 設 の 概 要	<p>宿泊施設 (公園事業施設外宿舎 3軒 100人収容)</p> <hr/> <p>野営施設 笹ヶ峰集団施設地区内野営場 2,000人収容</p> <hr/> <p>休養施設 笹ヶ峰集団施設地区内園地 1ヶ所</p> <hr/> <p>公共施設 笹ヶ峰集団施設地区内駐車場3ヶ所 その他駐車場 1ヶ所</p> <hr/> <p>運動施設 笹ヶ峰集団施設地区内運動広場 1ヶ所</p> <hr/> <p>教化管理施設 笹ヶ峰集団施設地区内ビジターセンター</p> <hr/> <p>基盤施設 杉野沢笹ヶ峰線道路(車道) 笹ヶ峰小谷線道路(車道)</p>

			笹ヶ峰高谷池線道路（歩道） 中部北陸自然歩道（歩道）
--	--	--	-------------------------------

2 管理の基本的方針

妙高山、火打山、焼山、高妻山、黒姫山など2,000mクラスの高山に囲まれた、地形的に緩やかな高原であり、放牧場や野営場施設等がある。

集団施設地区など重要な利用拠点地域であり、風致の維持及び管理のため、以下を管理の基本的方針とする。

(1) 保護に関する方針

ア 火打山周辺に生息するライチョウや山岳地域の野生動植物の生息環境を保全するため、山岳地域管理計画区への侵入経路となる当計画区の一部を車馬乗入れ規制区域に指定しており、関係機関と連携しながら標識の設置及び管理等を行う。

イ 昭和初期に植栽されたドイツトウヒは、約54haにおよぶ大規模な森林を形成し、県民の森として親しまれている。今後とも健全な森林の維持に配慮する。

(2) 利用に関する方針

ア 笹ヶ峰ビジターセンターを拠点とした夏休み自然教室等ボランティア活動を推進し、自然解説等をとおして利用者への指導、自然保護思想の啓発を図る。

イ 中部北陸自然歩道（滝めぐりのみち）の終点であり、自然とのふれあいの歩道として環境教育の推進を図る。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成13年5月28日付け環自国第213号自然環境局長通知）第5に規定するとおり、「自然公園法施行規則第11条」及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知）において定める基準の細部解釈及び「別表1．各管理計画区共通許可、届出取扱方針」によるほか下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 工作物の 新築、改築 又は増築		

(1) 建築物	全 域	<p>基本方針</p> <p>ア 公益上必要な施設及び農林漁業関連施設以外の新設は認めないものとする。</p> <p>イ 建物が冬期間避難小屋としての機能を有するもので、必要と認められる場合は、屋根の色彩をこげ茶色以外でも可とする。</p>
(2) 屋外運動施設	全 域	<p>基本方針</p> <p>標高 900 m を越える高地であり、妙高山麓の自然景観を保全するため認めないものとする。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号自然保護局長通知)及び「別表2.各管理計画区共通公園事業取扱方針」によるほか下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路(車道)	杉野沢笹ヶ峰線	<p>基本方針</p> <p>ア 笹ヶ峰高原に至る主要道路である。風致の維持と安全性を考慮した路線の整備を図る。</p> <p>イ 笹ヶ峰牧場など沿線の利用拠点には、路側駐車帯や案内標識等の設置も検討する。</p> <p>ウ 道路外への車両侵入による植生の保護及び荒廃の防止のため、土地管理者又は道路管理者による柵や車止めの設置をする。</p> <p>規模 路線距離 9.5 k m 有効幅員 6 m</p>
	笹ヶ峰小谷線	<p>基本方針</p> <p>笹ヶ峰集団施設地区と小谷温泉集団施設地区を結ぶ道路である。風致の維持と安全性を考慮した道路の整備をする。</p> <p>規模 路線距離 11.5 k m 有効幅員 4 m</p>
2 道路(自転車道)	笹ヶ峰高原周廻線	<p>基本方針</p> <p>ア 笹ヶ峰集団施設地区を中心に、笹ヶ峰牧場</p>

		<p>など周廻できる自転車道として整備する。</p> <p>イ 路線設定にあたっては、勾配や曲線半径など無理のないよう配慮する。</p> <p>ウ 路面は透水性舗装にし、利用拠点には駐輪スペースを確保する。</p> <p>エ 整備にあたっては公園事業化するように指導するものとする。</p>
3 道路(歩道)	笹ヶ峰高谷池線	<p>基本方針</p> <p>火打山等の登山道として利用する歩道であるが、黒沢より下部は自然探勝路として整備する。</p> <p>規模</p> <p>路線距離 7 k m</p> <p>その他</p> <p>登山口にある休憩所の掲示板等を活用し登山情報等の提供に努める。</p>
	中部北陸自然歩道	<p>基本方針</p> <p>本計画区では、県境の関川を渡り西野発電所から笹ヶ峰集団施設地区の野営場が終点の区間である。利用拠点となるドイツトウヒ林、清水ヶ池、放牧場等の景観地などに簡易な展望施設や案内標識等の整備を図る。</p> <p>規模</p> <p>路線距離 1 6 .7 k m</p>
4 園 地	笹ヶ峰東	<p>基本方針</p> <p>妙高山麓県民の森のドイツトウヒ林や仙人池など自然散策や自然とのふれあいのための園地として整備を図る。今後の整備にあたっては公園事業化するように指導するものとする。</p>
	笹ヶ峰集団施設地区	<p>基本方針</p> <p>ア 笹ヶ峰地区における自然学習のための拠点であり、野営場利用者を中心とした当該地区の利用者のための自然探勝路等の整備を図る。整備にあたっては、平成 1 2 年度環境省</p>

		<p>中部地区自然保護事務所策定の「笹ヶ峰地区 集団施設地区再整備基本計画」に基づくもの とする。</p> <p>イ 野営場周囲には、自然探勝路が数ルート整 備されており、これらを機能的に活用するた め、標識や解説板を充実させる。</p> <p>ウ 野営場と隣接する探勝歩道の一部に、ユニ バーサルデザインによる整備を図る。</p> <p>エ 乙見湖畔に休憩所及び公衆トイレの整備を 図る。</p> <p>規模 区域面積 67.7ha</p>
<p>5 野営場</p>	<p>笹ヶ峰集 団施設地 区</p>	<p>基本方針</p> <p>ア 広葉樹の自然林の中にある良好な雰囲気 を維持しながら、常設及びフリーテントサイ ト並びにオートキャンプ場の整備を図る。整 備にあたっては、平成12年度策定の「笹ヶ 峰地区集団施設地区再整備基本計画」に基づ くものとする。</p> <p>イ オートキャンプ場は、安定した利用がある ことから施設の充実を図る。</p> <p>ウ テントの持込み利用が多いことから、貸し テントサイトの新たな利用方法を検討する。</p> <p>エ キャンプセンター等の管理施設を中心に、 野営場内の標識整備の充実及び混雑時への対 応を図る、</p> <p>オ 笹ヶ峰ビジターセンターは、野営場利用施 設として十分利用されているが、さらに登山 者等への情報提供などを含め、笹ヶ峰全体の 拠点としての位置付けを高め、より広範に利 用されるよう工夫検討する。</p> <p>規模 宿泊収容力は2,000人以下とする 付帯施設の取扱</p> <p>ア 歩道は砂利道とする。ただし、管理用道路 を兼ねる場合には舗装も可とする。</p> <p>イ 歩道(管理用道路含む)又は、自転車道に縁 石を設ける場合は、自然石を使用する。</p>

	<p>ウ 建築物の高さは10m以下とする。</p> <p>エ 壁面線は全面道路及び隣地境界より10m以上後退し、前面道路との間には緑地帯を設ける。</p> <p>管理方針</p> <p>休暇村妙高が管理を行うものとし、利用者からのゴミは分別収集し適切に処理する。</p>
--	---

4 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

ア 平成12年度環境省中部地区自然保護事務所策定の「笹ヶ峰地区集団施設地区再整備基本計画」に基づいて整備を図る。

イ 老朽化した施設は、計画的な再整備を図る。

ウ 風致の維持を図りつつ、火打山等への登山及び笹ヶ峰地域の自然探勝路の拠点として関係機関が連携しながら施設の整備を図る。

(2) 一般公共施設

山岳地域への入口である利用拠点として、交通や安全対策等に関する機能充実を図る。

(3) その他

ア 笹ヶ峰集団施設地区内にある既存の建築物で、風致上支障のあるものについては適切な場所への移転を進める。

イ 歩道外への立入については、植生等の保護のため、歩道管理者による制札、柵の設置、指導のための巡視の励行に努める。

5 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

ア その他工作物

笹ヶ峰集団施設地区

野営場	キャンプセンター	1棟	
	笹ヶ峰ビジタセンター	1棟	
	駐車場	1ヶ所	
	休憩所	1ヶ所	
	炊事棟	6棟	
	公衆便所	5棟	
	運動広場	1ヶ所	
	排水処理施設	1ヶ所	
	園地	休憩所	1ヶ所
		駐車場	1ヶ所
園路		1ヶ所	

イ 笹ヶ峰集団施設地区敷地 77.29ha(妙高高原町より有償借上)

ウ 笹ヶ峰集団施設地区の施設管理は、休暇村妙高の協力を得て行う。

6 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

- ア 関係機関、自然公園指導員、パークボランティア等の協力を得て解説、啓発等が行える体制づくりを進める。
- イ パークボランティア活動による、夏休み自然教室の継続及び内容の充実に努める。
- ウ 笹ヶ峰ビジターセンターは、笹ヶ峰周辺の自然解説展示の他、夏休み自然教室や自然観察会の拠点とする。

7 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

笹ヶ峰集団施設地区内では、自然保護官事務所、休暇村妙高、妙高高原町等が連携しながら積極的に清掃するよう努める。

第 1 1 山岳地域管理計画区

1 概 要

範 囲	新潟県糸魚川市の一部、西頸城郡能生町の一部、 中頸城郡妙高高原町の一部、妙高村の一部	
面 積	17,197 ha (図上測定)	
土 地 所 有	国有地、公有地、私有地	
保 護 計 画	特別保護地区、第 1 種特別地域、第 2 種特別地域、 第 3 種特別地域	
利 用 計 画	<p>1 車 道 笹ヶ峰小谷線</p> <p>2 自転車道 笹ヶ峰ダム湖周廻線</p> <p>3 歩 道 鋸岳雨飾山線、妙高連峰縦走線、 赤倉温泉妙高山線 富士見平黒沢池線 笹ヶ峰笹倉温泉線、ヒコサの滝線、 赤尾岳線、笹ヶ峰周廻線、 笹ヶ峰高谷池線、笹ヶ峰乙見山峠線、 笹ヶ峰戸隠牧場線、三田原山線、 神奈山線、大倉池線、藤巻山線</p> <p>3 単独施設</p> <p>(宿 舎) 笹倉温泉、梶山新湯、高谷池、 黒沢池</p> <p>(避難小屋) 南地獄谷</p> <p>(園 地) 笹ヶ峰湖</p> <p>(野 営 場) 奥笹ヶ峰、高谷池、黒沢池</p> <p>(スキー場) 神奈山</p>	
自 然 の 概	標 高	460 ~ 2,462 m
	地形・地質	妙高山(2,454m)は、前山、赤倉山、三田原山、 大倉山、神奈山の外輪山をもつ複式火山であり、 妙高山本体である中央火口丘は、今から約1万~ 5千年前につくられた。このカルデラの中には、 サワシバ、ハンノキ、ヤナギなどの植物化石など を含む湖成層があることから、カルデラ湖があっ

要	<p>たと考えられている。現在は外輪山を白田切川が南地獄谷を大田切川が北地獄谷を形成してつきやぶっている。</p> <p>また、焼山(2,400m)は、現在も噴煙を上げる活火山であり、最近では昭和24年と昭和49年に水蒸気爆発を起こしている。</p>
動植物	<p>この地域の大部分はブナ林が優先している。特に乙見峠付近のブナ林は、優良な林分を有している。神奈山東北面のブナ林は、標高1,500m付近がユキツバキの生育上限となっており、新潟県でも希少な森林である。</p> <p>黒沢の上部1,700m付近から富士見平に至る森林及び妙高外輪山の三田原山西側斜面の森林はオオシラビソの大径木を含む優良な林分が分布している。</p> <p>黒沢池、高谷池及び天狗の庭の標高2,000m～2,100mの湿原地帯は、お花畑でハクサンコザクラ、チングルマ、コバイケイソウ、シナノキンバイ等の湿性植物、ハクサンチドリ、ヨツバシオガマ、ウサギギク、クルマユリ等の中性植物、ヒメシャジン、ハクサンフウロ、シラタマノキ、ムカゴトラノオ等の乾性植物などが生育している。</p> <p>高谷池から火打山に至る標高2,400m付近までの尾根はダケカンバ林、それより高い地域がハイマツ帯でライチョウが生息している。</p> <p>火打山や焼山付近はイヌワシも生息する。</p> <p>この地域には、大型哺乳類のツキノワグマ、中型哺乳類のホンダキツネ、テン、オコジョなど生息する。ニホンカモシカは極めて少ない。</p>
人 文	<p>妙高山は奈良朝期和銅年間に裸形上人によって開基されたと言われており、関山権現の霊山であったと伝われる。越後富士とも呼ばれ、周囲の外輪山などと調和し、妙高高原地域の代表的な優れた景観を見せている。</p> <p>当該地域には、妙高山、火打山、長野県との県境に雨飾山、高妻山と4山が名を連ねており、信仰登山に始まり近代の登山ブームを経て多くの利</p>

		用者でにぎわっている。妙高山及び焼山は活火山である。											
利用の概要	年間利用者数	約 8 9 千人(平成 1 3 年度実績)											
	利用期間	6 月 ~ 1 0 月(笹倉温泉のみ通年)											
	利用施設の概要	<table border="0"> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>公園事業施設 3 軒</td> <td>3 1 0 人収容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(公園事業施設外 1 軒)</td> <td>(1 0 0 人収容)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>避難小屋 1 軒</td> <td>2 0 人収容</td> </tr> <tr> <td>基盤施設</td> <td colspan="2"> 笹ヶ峰小谷線道路(車道) 妙高連峰縦走線道路(歩道) 赤倉温泉妙高山線道路(歩道) 富士見平黒沢池線道路(歩道) 笹ヶ峰高谷池線道路(歩道) 大倉池線道路(歩道) </td> </tr> </table>	宿泊施設	公園事業施設 3 軒	3 1 0 人収容		(公園事業施設外 1 軒)	(1 0 0 人収容)	その他	避難小屋 1 軒	2 0 人収容	基盤施設	笹ヶ峰小谷線道路(車道) 妙高連峰縦走線道路(歩道) 赤倉温泉妙高山線道路(歩道) 富士見平黒沢池線道路(歩道) 笹ヶ峰高谷池線道路(歩道) 大倉池線道路(歩道)
宿泊施設	公園事業施設 3 軒	3 1 0 人収容											
	(公園事業施設外 1 軒)	(1 0 0 人収容)											
その他	避難小屋 1 軒	2 0 人収容											
基盤施設	笹ヶ峰小谷線道路(車道) 妙高連峰縦走線道路(歩道) 赤倉温泉妙高山線道路(歩道) 富士見平黒沢池線道路(歩道) 笹ヶ峰高谷池線道路(歩道) 大倉池線道路(歩道)												

2 管理の基本的方針

妙高山、火打山、雨飾山など妙高連峰は、山岳景観のすばらしさや登山利用の中心地域であることから、高山植生の保護を図るとともに、各利用拠点の機能を充実するため、以下を管理の基本的方針とする。

(1) 保護に関する方針

ア 冬期のライチョウ等の生息環境を保全するため、車馬乗入れ規制区域を指定しており、関係機関が連携しながら標識の設置及び管理等を行う。

イ 高山植物、湿原植物、亜高山針葉樹林等は、厳しい気象条件下に生育しており、小さな人為的变化によっても容易に影響を受けやすい。従って登山者等への指導に努める一方、必要に応じて立入禁止等の制札や保護柵等の措置を講じる。

ウ 山麓の田園に囲まれた笹倉温泉、雨飾山登山口にある梶山新湯など、周囲の自然と一体化した雰囲気の風致の維持に努める。

(2) 利用に関する方針

ア 高谷池周辺利用者を対象として、高谷池湿原など優れた自然環境及び野生生物とのふれあいを考慮した自然解説活動を、山荘ボランティアにより推進する。

イ 自然ふれあいの場として森林レクリエーションを提供するための、笹ヶ峰自然休養林が乙見湖周辺に整備されており、多様な自然体験の場として利用の推進を図る。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成13年5月28日付け環自国第213号自然環境局長通知)第5に規定するとおり、「自然公園法施行規則第11条」及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け、環自国第448-3号自然保護局長通知)において定める基準の細部解釈及び「別表1 各管理計画区共通許可、届出取扱方針」によるほか下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物の新築、改築 又は増築 (1) 建築物	全域	基本方針 既存施設の維持管理及び農林漁業関連施設以外の新築は認めないものとする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号自然保護局長通知)及び「別表2 各管理計画区共通公園事業取扱方針」によるほか下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路(車道)	笹ヶ峰小谷線	基本方針 笹ヶ峰集団施設地区と小谷温泉集団施設地区を結ぶ道路である。未改良区間の多い山岳森林地帯であり、風致の維持と安全性を考慮した整備を図る。 規模 延長 11.5 km 有効幅員 4 m
2 道路(歩道)	妙高連峰	基本方針

縦走線	<p>妙高山、火打山等の縦走登山道として利用者が多い。山岳登山路であり案内標識、誘導標識等を適切に配置するとともに、周辺植生の保護のため、必要性を十分検討した上で路面保護、階段及び保護柵等の整備を図る。</p> <p>規模 路線距離 25 km</p> <p>管理方法 歩道区間内にある活火山の焼山は現在入山禁止であり、火山に関する情報を案内看板や山小屋を通じて利用者への周知を図る。</p>
赤倉温泉 妙高山線	<p>基本方針 妙高山麓赤倉線索道運行により登山、散策、森林浴等の利用者の増加が見込まれることから、歩道周辺の植生を保全しつつ安全対策に十分配慮した整備を図る。</p> <p>規模 路線距離 6 km</p> <p>付帯施設 南地獄谷避難小屋付近に休憩所、園地等の整備を図る。</p>
富士見平 黒沢池線	<p>基本方針 笹ヶ峰高谷池線歩道を富士見平で分岐した黒沢池経由の妙高山登山道である。黒沢池湿原や周辺植生保全に配慮した整備を図る。</p> <p>規模 路線距離 2 km</p> <p>付帯施設 黒沢池湿原の保全及び休憩のために、デッキ及び案内標識等の整備を図る。</p>
笹ヶ峰高 谷池線	<p>基本方針 笹ヶ峰集団施設地区を起点とした火打山、妙高山の登山道として利用者が多い。木道や橋梁などが整備されているが、十二曲から高谷池ヒュッテ間の、急峻地、雨天時の泥地、石れき地などで周辺の植生の保全及び安全に</p>

	<p>配慮した整備を図る。</p> <p>規模 路線距離 7 k m</p> <p>付帯施設 富士見平の歩道分岐点や妙高連峰の展望地にベンチなどの簡単な休憩施設の整備を図る。</p>
神奈山線	<p>基本方針 妙高山の北東側にある外輪山の神奈山を經由して黒沢池に至る登山道である。妙高山、頸城平野、日本海などの眺望に優れている。</p> <p>現在は地元ボランティアにより草刈りや案内標識などの維持管理を行っており、今後もこうした管理を継続するが、公園事業による計画的な整備も検討する。</p>
大倉池線	<p>基本方針 燕温泉から大倉谷経由の妙高山登山道である。未整備区間が大半であることから計画的な整備が図られるよう検討する。</p> <p>規模 路線距離 5.5 k m</p> <p>付帯施設 大倉沢の川幅や水量の多さから吊り橋の整備を検討する。水場付近の休息施設等の整備を図る。</p>
藤巻山線	<p>基本方針 五最杉集団施設地区、休暇村妙高、妙高少年自然の家に近く、子供や家族等による里山のハイキングなど自然探勝路のための歩道として、一部急峻地の防護柵、利用拠点の案内標識類などの整備を図る。</p> <p>規模 路線距離 2.1 k m</p> <p>付帯施設の取扱 登山口付近にトイレ、山頂に休憩のための四阿、また、自然学習のための案内標識など</p>

		の整備を図る。
3 宿 舎	笹倉温泉	<p>基本方針</p> <p>焼山山麓の田園に囲まれた静かな温泉地の宿舎で、湯治や周辺の自然探勝に利用されている。</p> <p>田園風景や焼山を望む景観への影響を考慮して、現状規模範囲内の整備に止めるものとする。</p> <p>規模</p> <p>宿泊収容人員 300人/日</p>
	梶山新湯	<p>基本方針</p> <p>集落から離れた雨飾山登山口にあり、通称雨飾温泉と呼ばれている。湯治及び雨飾山など登山者の利用拠点として宿舎を整備する。今後の整備あたっては公園事業化するように指導するものとする。</p> <p>付帯施設</p> <p>駐車場、露店風呂等の施設も必要最小限規模で計画的な整備を図る。</p>
	高谷池	<p>基本方針</p> <p>高谷池沿いに位置し、火打山などの登山利用や周辺の湿原での自然学習のための宿舎として整備する。</p> <p>規模</p> <p>宿泊収容人員 120人/日</p> <p>付帯施設</p> <p>山岳地の環境保全のため、適切なトイレの整備を図る。</p> <p>その他</p> <p>山荘ボランティアによる利用者指導を進める。</p>
	黒沢池	<p>基本方針</p> <p>黒沢池の北東部に位置した宿舎で、妙高山及び火打山の登山利用者のための宿舎として整備する。</p>

		<p>利用者増加傾向に対応して宿泊棟及び関連施設の整備を計画しており、近年中に改善の見通しである。既存宿舍の増改築等を行う場合は、屋根の形状や色彩について基本的なものにするよう指導する</p> <p>規模 宿泊収容人員 150人/日</p>
4 避難小屋	南地獄谷	<p>基本方針 妙高山南地獄谷に位置し、登山利用者等のための避難小屋として充実を図る。</p> <p>管理方針 無人施設であり施設及び備品等の適切な維持管理を図る。</p>
5 野営場	高谷池	<p>基本方針 登山利用者のための野営場として、地形の形状変更を伴わない整地にとどめるなど必要最小限の整備とし、湿原への入込防止のための制札、保護柵、湿原等の案内板などの標識類の整備を図る。</p> <p>規模 区域面積 400m² 最大宿泊人員 50人/日</p> <p>その他 野営場の利用者は隣接する高谷池ヒュッテのトイレを利用する。</p>
	黒沢池	<p>基本方針 登山利用者のための野営場として、地形の形状変更を伴わない整地にとどめるなど必要最小限の整備とし、湿原への入込防止のための制札、保護柵、湿原等の案内板などの標識類の整備を図る。</p> <p>規模 区域面積 300m² 最大宿泊人員 40人/日</p> <p>付帯施設 登山道の要所であり、将来的には公共によ</p>

		る適切な公衆トイレの整備を検討する。
--	--	--------------------

4 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

山岳地帯であり、非常に自然度の高い自然環境を保全するため、新たな開発については慎重に対応する。

5 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

ア 関係機関、パークボランティア等の協力を得て解説、利用者指導を行う体制づくりを進める。

イ 市町村や関係機関等の自然ふれあい行事をとおして、環境教育の推進を図る。

(2) 利用の規制

ア ペット類は、登山道周辺に生息する動植物に悪影響を与えるおそれがあり、また登山者への不快感を与えることもあることから、持ち込まないように指導する。

イ 登山用杖の使用については、登山道の土壌浸食防止の面から、安全確保に必要な場合以外での使用をしないよう笹ヶ峰ビジターセンター等で指導する。

(3) 利用者の安全対策

ア 活火山の焼山は、噴火及び火山ガス事故を避けるため入山禁止規制となっている。笹ヶ峰ビジターセンター、山荘等の利用拠点等において情報の周知を図る。

イ 登山シーズン前の安全パトロール等を関係機関で可能な限り実施する。

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

高谷池ヒュッテ及び黒沢池ヒュッテの管理者は、ヘリコプターによる荷上げ時などを利用して、発生ゴミを運搬し適切な処理に努める。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物の新築 改築又は増築	
(1) 建築物	<p>① 基本方針</p> <p>ア 公園計画に合致する利用施設は、公園事業として執行するよう指導する。</p> <p>イ 支障木及び地形の改変を極力少なくするよう努力する。また、法面保護についても風致に配慮した工法とする。</p> <p>② 壁面後退</p> <p>建築物の配置に当たっては、除排雪作業を考慮した上で、敷地境界線から除排雪に支障のない、余裕を持った後退距離（敷地が十分大きい場合は、おおむね10m以上）を取ることにする。</p> <p>③ デザイン、色彩及び材料</p> <p>ア 屋根（塔屋を含む。）</p> <p>1) デザイン</p> <p>5分の1以上の勾配を有する切妻、入母屋及び寄棟とする。ただし、給排水施設等特殊な用途の建築物は除く。</p> <p>2) 色彩</p> <p>焦げ茶色とする。</p> <p>イ 壁面</p> <p>色彩は白色又は茶系色とする。材料は木材、石材等の自然材料又はこれに模したものを使用する。特に石材については現地産材又は現地産材に類似したものを使用する。自然材料を使用する場合は、極力素材色をいかすものとする。</p> <p>④ 残土処理方法</p> <p>工事に当たっては、地形に順応させ切土及び盛土を伴わないものとする。やむを得ず残土を生じ土地の敷地内での処理する場合は、次の各号の要件を満たすこと。</p> <p>要件を満たさない場合、敷地外の国立公園区域内で処理については、土地の形状変更等の許可を得ること。国立公園区域外に搬出する場合は、他法令等に従い適切な処理をするものとする。</p> <p>ア 土砂の流出のおそれがなく、土留擁壁等の人工物による工作物の新設を伴わないこと。</p> <p>イ これによって枯死する現存樹木が少ないこと。</p> <p>ウ 周囲の自然環境と調和のとれたものであること。</p>

	<p>⑤ 修景緑化方法</p> <p>ア 工事に当たっては、既存樹木を可能な限り保存するものとするが、やむを得ず支障木が生ずる場合には、極力これを移植するものとする。</p> <p>イ 工事に伴いやむを得ず生じた裸地及び現在裸地となっている場所については、標高、日照、土壌等の自然条件及び冬季の除雪等を考慮し、この地域に生育する植物により修景緑化するものとする。</p> <p>ウ 草本類による緑化の場合は、ノシバ、チガヤ、ススキ等この地域に生育する種類によるものとするが、これによることが著しく不都合な場合に限り洋芝類、牧草類も認めるものとする。</p> <p>エ 緑化する樹種等は付表5「緑化木本表」を参考とする。</p> <p>⑥ 附帯施設</p> <p>次に掲げる附帯施設については、以下の各号要件を満たすものとする。</p> <p>ア 駐車場の取付道路は、風致景観の保護上の支障のない範囲内で、建築物の規模に見合った必要最小限の規模とすること。</p> <p>イ 車庫、倉庫等は主たる建築物に包含し、やむを得ず同一敷地内で別棟とする場合であっても、主たる建築物とデザイン、色彩、材料等の統一を図る。</p> <p>ウ 外灯を設置する場合は、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。</p> <p>エ 擁壁は、自然石及び木材を使用する等風致景観に配慮したものとする。やむを得ずコンクリート製を設置する場合は、自然石又は木材に模した表面仕上げとする。ただし、擁壁が公園利用に供される道路（歩道を含む。）及び利用拠点から望見されない場合はこの限りでない。</p>
(2) 道路（車道）	<p>① 基本方針</p> <p>ア 路線選定に当たっては、自然林等自然度の高い地域であることを踏まえ、周辺の自然環境の保全に配慮すること。</p> <p>イ 急傾斜地及び崩壊のおそれのある土地での新築は認めないものとする。</p> <p>ウ 線形は、安全性に配慮した上で地形の改変が必要最小限のものとし、法面や構造物（トンネル及び除雪帯を除く。）が極力発生しないよう配慮する。</p> <p>エ 周囲の優れた風致景観の保全及び野生動物の生息環境の保全について配慮する。</p> <p>オ 法面、側溝等の設計に当たっては、極力動物の活動を妨げない</p>

	<p>よう配慮する。</p> <p>② 残土処理方法 1 (1) ④に準ずる。</p> <p>③ 修景緑化方法 1 (1) ⑤に準ずる。ただし、急峻な法面等やむを得ずモルタル吹き付けを認める場合には、色彩を暗灰色とする。</p> <p>④ 附帯施設 次に掲げる付帯施設については、以下の各号要件を満たすものとする。</p> <p>ア 法面は、道路線形を地形に順応させる等して、面積及び高さを必要最小限とし、極力構造物の設置は行わないように配慮する。やむを得ず構造物を設置する場合であっても、必要最小限の規模とすること。</p> <p>イ 擁壁 1 (1) ⑥エに準ずる。</p> <p>ウ 危険防止柵については、ガードロープ等の視界遮蔽の軽微なものを使用し、やむを得ずガードレールを用いる場合は、暗灰色塗装又は亜鉛メッキ仕上げとする。</p> <p>エ 落石防護柵、雪崩防止柵等の金属部分の色彩は、灰色又は焦げ茶色塗装若しくは亜鉛メッキ仕上げとする。</p>
<p>(3) 電柱・アンテナ用鉄塔</p>	<p>①基本方針 ア 主要展望地点、展望方向の風致景観に支障となる位置には、これを認めないものとする。 イ 市街地内においては、建物の裏面に回線を回すことを検討する。 ウ 電力線及び電話線が並行する場合は、共架とするよう指導する。 エ いもり池付近、笹ヶ峰地区等、特に風致を保護する必要の大きい地区については、可能な限り地下埋設とするよう指導する。</p> <p>② 規模及び色彩 ア 規模 高さ及び本数は必要最小限のものとする。 イ 色彩 コンクリート、パンザ柱を用いる場合は焦げ茶色とする。ただし、赤倉の基準の特例地区については無着色も認める。 木柱を用いる場合には、素材色又はクレオソート塗布色とする。</p>
<p>(4) 治山・砂防施設</p>	<p>① 基本方針 治山治水緊急措置法に基づく治山工作物は、周辺の自然環境の保全に配慮したものとする。</p>

	<p>② 規模及び構造 主要展望地、道路等の利用者から望見される工作物の表面は、自然石又は自然石を模したブロック等を使用することとし、鋼材部分については風致に配慮した色とする。ただし、遠望等で風致上特に支障がない場合はこの限りでない。また、可能な限り間伐材の利用を図る。</p>
<p>2. 広告物等の設置</p> <p>(1) 誘導標識</p>	<p>① 基本方針 ア 誘導標識は総合看板とする。また、維持管理に努め、老朽化したものは撤去する。 イ 総合誘導標識は、主要道路からの分岐点のうち必要と認められる位置に設置する。</p> <p>② デザイン、規模及び色彩等 ア デザイン 別紙4の設計例に準じたものとする。 イ 規模 総合誘導標識は1箇所につき2本以内とする。 ウ 色彩及び材料 地色は焦げ茶色、文字等は白色を基調とする。 主要材料は木材とするが必要な強度を確保するため、木材等の自然材料を使用することが困難と認められる場合は、この限りでない。 エ 照明については、動光、点滅を伴わず白色又は昼光色の照明とする。</p>
<p>(2) 指導標・案内板</p>	<p>① 基本方針 ア 総合案内板は、駐車場、バス停周辺等利用者が集中する利用率の高い地点で、かつ風致上の支障の少ない位置に設置する。</p> <p>② デザイン、規模及び色彩等 ア デザイン 別紙4の設計例に準じたものとする。 イ 規模 総合案内板は表示面積が10㎡以内とする。 ウ 色彩及び材料 地色は焦げ茶色、文字等は白色を基調とする。 主要材料は木材とするが必要な強度を確保するため、木材等の</p>

	<p>自然材料を使用することが困難と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>エ 照明については、動光、点滅を伴わず白色又は昼光色の照明とする。</p>
(3) 営業広告物等	<p>① 基本方針</p> <p>ア デザイン、色彩及び材料、照明等については、誘導標識に準ずるものとし風致上支障のないよう配慮する。</p> <p>イ スキー立て、ベンチ等には広告物を表示しないものとする。</p> <p>② 規模</p> <p>ア 表示面積は目的効果を考慮し必要最小限とする。</p> <p>イ のぼりや立て看板は必要最小限とする。</p>
(4) その他の看板類	<p>① 基本方針</p> <p>ア 建築物等の外壁に掲出する看板類のデザイン、色彩及び材料、照明等については、誘導看板に準ずるものとし風致上支障のないよう配慮する。</p> <p>イ 保安の目的で設置されるものについては、上記の限りでない。</p> <p>② 規模</p> <p>表示面積は、目的効果を考慮した必要最小限とする。</p>
3. 学術研究	<p>① 基本方針</p> <p>学術研究のためであって、特に必要と認められるもの以外は許可しないものとする。</p> <p>② その他</p> <p>申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>ア 許可証を携行し、行為が許可されていることを明記した腕章を着用すること。</p> <p>イ 国立公園利用者の集まりやすい場所における行為は避けること。</p> <p>ウ 調査結果を中部地区自然保護事務所長あて報告すること。</p> <p>エ やむを得ずお花畑等に立ち入る場合は、底の柔らかい履き物を使用する等、植物の損傷を最小限とする措置を講ずること。</p>
4. 土地の形状変更	<p>① 基本方針</p> <p>残土処理のための土地の形状変更は、原則として認めない。ただし、次の各号に定める要件に該当するものにあつてはこの限りでない。</p>

<p>ア 公益上必要と認められるものであって、公園区域外の発生残土、廃棄物等を持ち込む計画でないこと。</p> <p>イ 風致上の支障が少ない位置で、跡地が早期に緑化される計画になっているもの。</p>

別紙2 各管理計画区共通公園事業取扱方針

① 公園事業施設の基本的な考え方

- (ア) 不特定多数の国民に供せられる施設であること。(予約受付、料金の設定等に関し会員制等により特定の者を優遇してはならない。)
- (イ) 国立公園利用者に対し良好なサービスを提供すること。
- (ウ) 国立公園の指定目的(自然とのふれあいや自然の中での休養)にできるだけ沿うような施設形態及び施設内容とすること(都市的な施設形態や施設内容は好ましくない。)
- (エ) 良好な自然環境に恵まれた立地であることを念頭に置き、利用者に周辺の風致景観や自然環境を十分楽しませるよう配慮すること。
- (オ) 施設自体が周囲の風致景観及び自然環境を害することがないように設置すること。
- (カ) 周囲の風致景観及び自然環境を害することがないように、日常的に敷地内の清掃、整頓を実施する等、管理運営については特別に配慮すること。

② 施設の位置等

- (ア) 敷地選定の際には、施設設置後に周囲の風致景観及び自然環境が大幅に変化しないこと。
- (イ) 敷地内に地上工作物を設置する場合には、大きな樹木、転石、河川、湿地等の当該地の自然環境の質を表す自然の地物を極力残置するような配置とすること。
- (ウ) 敷地内の建築物や駐車場等の施設以外の部分は、原則とし全て緑地として管理育成すること。

公園事業種	取 扱 方 針
1. 全事業種に関する建築物	<p>① 基本方針 公園事業取扱方針によるほか、公園事業に係る建築物は下記の方針による。</p> <p>② デザイン、色彩及び材料 別紙1各管理計画区共通許可、届出等取扱方針1(1)③に準ずる。</p> <p>③ 残土処理方法 別紙1各管理計画区共通許可、届出等取扱方針1(1)④に準ずる。</p> <p>④ 修景緑化方法 別紙1各管理計画区共通許可、届出等取扱方針1(1)⑤に準ずる。</p> <p>⑤ 附帯施設 別紙1各管理計画区共通許可、届出等取扱方針1(1)⑥に準ずる。</p> <p>⑥ その他</p>

宿舎、休憩所、公衆便所等の利用施設から排出されるし尿、雑排水、生ゴミ等の廃棄物については、周辺の自然環境へ悪影響を与えないよう、施設管理者が適切に処理すること。

2. 道路(車道)

- ① 基本方針
公園事業取扱方針によるほか、下記の方針による。
 - ア 道路(車道)事業については、道路交通の安全性を確保するとともに公園利用車道であることにかんがみ、管理施設の適切な整備、道路からの景観の保全に配慮する。
 - イ 線形は、安全性に配慮した上で地形の改変が必要最小限のものとし、法面及び構造物(トンネル、除雪帯を除く。)が極力発生しないよう配慮する。
 - ウ 周囲の優れた自然環境の保全及び野生動物の生息環境の保全について配慮する。
- ② 残土処理方法
別紙1各管理計画区共通許可、届出等取扱方針1(1)④に準ずる。
- ③ 修景緑化方法
別紙1各管理計画区共通許可、届出等取扱方針1(1)⑤に準ずる。
- ④ 附帯施設
別紙1各管理計画区共通許可、届出等取扱方針1(2)④に準ずる。

3 道路(歩道)

- ① 基本方針
公園事業取扱方針によるほか、下記の方針による。
 - ア 登山道にあつては、特に高山植物等の保護及び利用者の安全に配慮した整備をする。
 - イ 自然探勝路にあつては、単に最短距離で目的地に至るものでなく、興味地点を有効につなぎ、沿線の自然に親しみ自然を学習する路線選定するとともに、利用者の安全に配慮した整備をする。また、風致景観及び自然環境の保全上支障のない範囲で展望の確保や利用拠点のユニバーサルデザインを配慮した整備をする。
 - ウ 長距離自然歩道にあつては、計画の目的に沿った自然とのふれあいを進める整備を行うとともに、風致景観及び自然環境の保全上支障のない範囲で展望の確保や利用拠点のユニバーサルデザインを配慮した整備をする。
 - エ 眺望を楽しむ歩道にあつては、風致景観及び自然環境の保全上支障のない範囲内で展望の確保に配慮する。

	<p>② 附帯施設 別紙1各管理計画区共通許可、届出等取扱方針1(2)④に準ずる。ただし、避難小屋については必要と認められる場合は、屋根の色彩を焦げ茶色以外でも可とする。</p> <p>③ 管理方法 ア 管理体制を明確にするとともに、危険個所の点検、補修、草刈り等は必要に応じて実施するものとする。 イ ゴミの投げ捨て防止、ゴミ持ち帰り運動の推進を図る。 ウ 標識類は巡視等により維持管理に努め、老朽化した標識類は設置者の責任において修理又は更新を行うものとする。 エ 車道沿いや車道横断等の区間については、通行の安全確保に配慮する。 オ 雨水等による浸食や利用者の踏圧等による裸地化が進まないよう木道、立入防止柵、排水溝の設置等必要な措置を図る。 カ 高山植物の盗掘防止や歩道状況等の把握のため、関係機関で構成するパトロール隊を組織する等対策を図る。</p> <p>④ その他 ア 構造物の設置については、極力動物の活動を妨げないよう配慮する。 イ ペット類は、登山道周辺に生息する動植物に悪影響を与えるおそれがあり、また登山者へ不快感を与えることもあることから持ち込まないよう指導する。 ウ 標識等は登山や自然学習等の歩道の目的に沿った整備を進める。</p>
4. 宿舎	<p>① 基本方針 ア 国立公園内の宿泊施設にふさわしい、周辺の風致景観との調和及び利用者に対して快適な滞在を提供する施設とすること。 イ 主要展望地からの風致を著しく改変させないよう配慮すること</p> <p>② 附帯施設 テニスコートを宿舎事業の附帯施設として取扱うに当たっては次の各号に定める要件を満たすものとする。 ア 当該宿舎事業が次に掲げる地域以外の地域にあること。 (1) 特別保護地区又は第1種特別地域 (2) 次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、史跡名勝天然記念物等の特別な指定がなされており、又は学術調査の結果等から(1)に掲げる地域に準ずる扱いが現になされ、又は、なされることが必要であると認められる地域</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・高山帯、亜高山帯、風衝地、湿地等植生復元の困難な地域 ・野生動植物の生息地、生育地、又は繁殖地として重要な地域 ・地形、地質が特異である地域、又は特異な自然現象が生じている地域 ・優れた天然林、又は学術的価値を有する人工林の地域 <p>(3) 風景観賞、自然探勝等が利用の中心となっている地域であって、スポーツによる利用が不適と認められる地域</p> <p>イ テニスコートに係る土地の地形勾配が10%を越えないものであること。</p> <p>ウ テニスコート建設に伴う土地形状変更の規模が、必要最小限のものであること。</p> <p>エ 支障木の伐採がわずかであること。</p> <p>オ テニスコートを建設するに当たって、敷地内において緑地等が次の各号のいずれかに従い確保されているものであること。 (1) 集団施設地区の詳細計画、又は地区ごとに定められた宿舎事業取扱要領等において宿舎の建ぺい率が定められており、当該建ぺい率が20%以下の地区にあつては、総施設面積〔敷地内にある全ての工作物(テニスコートのほか、建築物、駐車場、道路等を含む。)の水平投影面積の和をいう。〕の敷地面積に対する割合が、第2種特別地域内の宿舎の場合は、40%以下、第3種特別地域内の宿舎の場合は60%以下であること。 (2) (1)に掲げる地区以外の地区にあつては、テニスコートと同面積以上の土地が敷地(テニスコートが宿舎と同一の敷地内に建設される場合は、当該宿舎敷地を、また宿舎敷地以外の場所に建設される場合は当該テニスコート敷地をいう。)内に緑地として確保されるものであること。</p> <p>カ テニスコートの面数は、宿泊収容力に見合ったものとし、 宿泊収容力100人以下の場合 2面以下 100人を越え200人以下の場合 3面以下 200人を越え500人以下の場合 4面以下 500人を越える場合は6面以下であること。</p> <p>キ テニスコートの周囲が、特にテニスコートの主要利用道路側を中心に、当該地域に生育する樹木等により積極的に緑化修景される計画になっているものであること。</p>
5. 園地	<p>① 基本方針 国立公園としての適正な利用のために重要な施設であることから、適切な位置に適正な規模と内容のものを整備する。</p> <p>② 附帯施設</p>

別紙1各管理計画区共通許可、届出等取扱方針1(1)⑥に準ずる。

③ 管理方針

- ア 危険個所の点検、補修、草刈り等を必要に応じて実施する。
- イ ゴミの投げ捨て防止及びゴミ持ち帰り運動の推進を図る。
- ウ 標識類の維持管理に努め、老朽化した標識類は設置者の責任において修理又は更新を行う。

6. スキー場

① 基本方針

「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日付け環自国第315号自然保護局長通知)によるほか、以下の方針による。

スキー場施設(ゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び附帯施設)の新設、改良又は増設は、必要最小限にとどめるものとする。施設の整備に当たっては、良好な自然地域にかかるものでなく、かつ妙高山の景観に著しい影響を与えない場合に限るものとする。また、いもり池及び灌漑用水に悪影響を与えないよう配慮するものとする。なお、スキー場施設のうち、ゲレンデの新設又は増設については、利用上必要不可欠な場合に限るものとする。

② 保存緑地率

ア スキー場の新設(新たに敷地を求めて増設する場合を含む。)に際しては、保存緑地を、スキー場の四周、コース、ゲレンデ等の施設間に相当の幅を持って取ること。

イ 各スキー場の事業区域に占める保存緑地の水平投影面積面積の割合(以下「保存緑地率」という。)は、70%以上とすること。

ウ 保存緑地率が70%に満たない既設のスキー場については、少なくとも現行の保存緑地率を維持するとともに、事業区域の拡張を行う際には、拡張する区域の保存緑地率を70%以上とすること。

③ スキー場施設の位置及び配置

ア 滑降コース、スキーリフト及び避難小屋の新設、改良又は増設の位置は、原則として標高1,700mを超えないものとする。自然林にかかるもの等、上記基本方針に抵触するものについては、標高1,700m以下においても原則として認めないものとする。ただし、次の場合には、必要最小限の延長を認める場合がある。

- (1) 公園核心部の自然環境に影響を与えるものでないこと。
- (2) 妙高山の景観に著しい影響を与えないものであること。
- (3) コース開設に伴う大径木の伐採がわずかであること。
- (4) 大規模な地形の改変を伴うものでないこと。

イ ゲレンデの新設、改良又は増設の位置は、既設のものを除き、標高1,300mを超えないものとする。

ウ 附帯施設のうち、避難小屋、休憩所を除く建築物の新築、改良又は増設の位置は、標高1,100mを超えないものとする。また、休憩所は、標高1,300mを超えないものとする。

エ ゲレンデ及び滑降コースの配置に当たっては、十分な施設間隔を保つとともに、優れた植生の見られる土地、災害発生危険地等の土地を避けるものとする。

④ 規模、構造

ア 滑降コース

新設又は増設コース幅は、原則として50m(標高1,300mを超える地域では30m)を超えないものとする。

ただし、既に50mを超えている既存滑降コースの改良については、改良前のコース幅を超えないものとする。ただし、利用者の安全を図る必要がある箇所においては、部分的にコース幅が50m(標高1,300mを超える地域では30m)を超えることもやむを得ないものとする。

イ ゲレンデ

ゲレンデの新設又は増設の位置は、スキーリフトの起終点又は中継点で利用上必要な場所に限るものとし、規模は必要最小限にとどめる。

ウ 滑降コース及びゲレンデの造成方法

滑降コース及びゲレンデの新設、改良又は増設に伴う整備に当たっては、大規模な切土、盛土等を伴う土工事並びに急傾斜地及び土質劣悪地における造成工事を避け、支障木の伐採が極力少なくなるよう配慮する。

跡地は、表土保全による速やかな緑化を図り、防災上の措置を講ずるものとする。また妙高山の景観維持には、特に配慮する。

エ スキーリフト(ゴンドラを含む)

別紙1各管理計画区共通許可、届出等取扱方針1(1)③④⑤⑥に準ずるほか、以下の取扱いとする。

- (1) スキーリフトの新設又は増設の箇所における地形勾配は、原則として50%を越えないものとする。ただし、縦断勾配が50%以下であっても、積雪による施設又は利用者の安全に支障を及ぼすおそれがある場合は、設置個所を変更するものとする。
- (2) 山頂駅舎は、管理上必要最小限の規模とする。
- (3) 駅舎建築物を必要とする場合の駅舎屋根の形状は、原則として5分の1以上の勾配を有する切妻形又はこれに準ずるものと

する。

(4) 駅舎建築物の屋根の色彩は、焦げ茶色とする。

外壁は、原則として自然材料を用いるものとする。

外壁のうち自然材料で覆われない部分の色彩については、焦げ茶色系等、周囲の自然に溶け込むものとする。

(5) リフト支柱の色彩は、焦げ茶色とする。

オ 附帯施設

(1) 建築物（スキーリフト等に係る建築物を除く）の新築、改築又は増築は、別紙1各管理計画区共通許可、届出等取扱方針1

(1) ③④⑤⑥に準ずるほか、以下の取扱いとする。

1) 避難小屋は、高さ8m、かつ建築面積40㎡を超えないものとする。

2) 休憩所は、高さ8m、かつ建築面積200㎡（高さ8m、又は建築面積200㎡を超えている建物の改築又は建替え若しくは災害復旧のための新築に当たっては、既存の建築物の高さ又は建築面積）を超えないものとする。

3) 休憩所、避難小屋を除く建築物は、高さ13m（高さ13mを超えている建物の改築又は建替え若しくは災害復旧のための新築に当たっては、既存の建築物の高さ）を超えないものとする。

4) 建築物の屋根の形状は、原則として5分の1以上の勾配を有する切妻形又はこれに準ずるものとする。

5) 建築物の屋根の色彩は、焦げ茶色とする。外壁は原則として自然材料を用いるものとする。外壁のうち自然材料で覆われない部分の色彩については、焦げ茶色等周囲の自然に溶け込むものとする。

6) 汚排水処理施設は、技術的に最良の機能を有すると認められるものとする。浄化槽を設ける場合には、水質汚濁防止法及び町村、地区及び用水の基準を満たすものとする。

(2) スキー場内における管理用道路の新設、改良又は増築は、大幅な地形変更を生ずるような構造を避けるものとする。

(3) 標識類の新設は次のとおりとする。

1) 案内板の材料は、原則として木材とする。色彩は茶系統とするとともにデザインの統一を図るものとする。

2) 指導標及び注意標識の表示内容、材料、色彩、デザイン等については、当該取扱要領地域全体として統一を図るものとする。

3) 標識類には、商品名等を掲出しないものとする。

⑤ 管理運営

ア 国有林内においては、国有林野内スキー場協議会の目的である

安全かつ快適に利用される施設の整備と管理を行う。私有地においては、当該スキー場事業者が管理を行う。

イ 利用者の安全確保については、別紙6「スキー場の安全対策についての指針」（新潟県スキー場安全対策連絡協議会）によるものとする。

⑥ その他

ア 融雪を防ぐための塩等の使用は禁止する。

イ スキー場内における放送等の音響については静粛な環境を保持するため、必要最小限となるよう配慮する。

7. ゴルフ場

① 基本方針

ア 既存施設の規模にとどめるものとする。

イ ゴルフコースの付け替えについては、利用者の安全を図る等、利用面での改善が図られるとともに、風致上の影響のないものとする。

② 附帯施設

別紙1各管理計画区共通許可、届出等取扱方針1(1)⑥に準ずる。

1000㎡以上	20%以下	60%以下															
第3種特別地域																	
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。																
第2項ただし書	<p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p> <p>第1項第5項 ち 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>																
本文	<p>特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。</p> <p>当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。</p> <p>当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。</p> <p>当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。</p> <p>当該建築物の高さが±9m、20m（その高さが現に±9m、20mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げること。</p> <table border="1"> <tr> <td>地種区分と敷地面積の区分</td> <td>総建築面積の敷地面積に対する割合</td> <td>総延べ面積の敷地面積に対する割合</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </table>		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合															
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下															
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下															
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下															
第3種特別地域	20%以下	60%以下															
第1号	当該建築物の高さが±9m、20m（その高さが現に±9m、20mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。																
第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げること。																
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。																
第2項ただし書	<p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p> <p>第1項第5項 ち 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>																

第6項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築（別荘の新築、改築又は増築を除く。）</p>	<p>るためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p> <p>第1項第5項 ち 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>															
本文	<p>特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。</p> <p>当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。</p> <p>当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。</p> <p>当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。</p> <p>当該建築物の高さが±9m、20m（その高さが現に±9m、20mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、別荘にあつては、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げること。</p> <table border="1"> <tr> <td>地種区分と敷地面積の区分</td> <td>総建築面積の敷地面積に対する割合</td> <td>総延べ面積の敷地面積に対する割合</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </table>		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合															
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下															
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下															
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下															
第3種特別地域	20%以下	60%以下															
第1号	当該建築物の高さが±9m、20m（その高さが現に±9m、20mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。																
第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、別荘にあつては、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げること。 <table border="1"> <tr> <td>地種区分と敷地面積の区分</td> <td>総建築面積の敷地面積に対する割合</td> <td>総延べ面積の敷地面積に対する割合</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </table>		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合															
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下															
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下															
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下															
第3種特別地域	20%以下	60%以下															
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。																
第2項ただし書	<p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p> <p>第1項第5項 ち 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>																

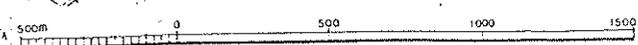
上信越国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(赤倉地区)



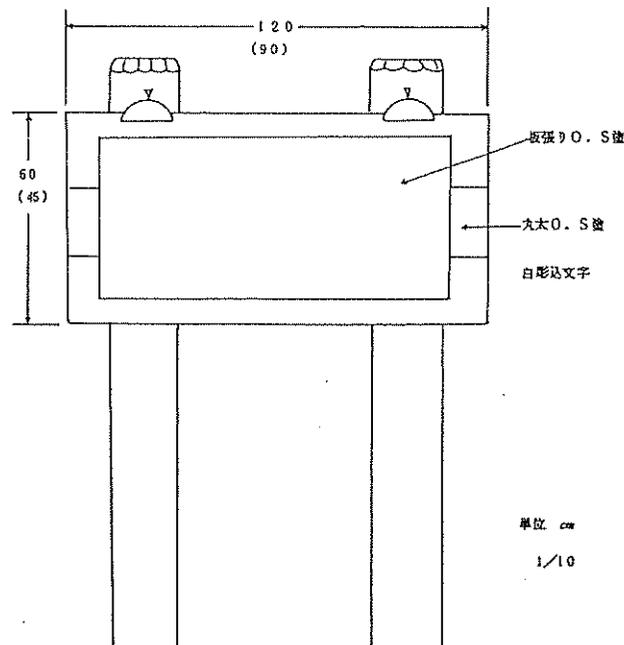
凡	例
区 間	境 界
①～②	行政界
②～③	町道中心線より妙高山側 100m
③～④	行政界
④～⑤	主要地方道中心線より妙 高山側100m
⑤～⑥	国立公園界
⑥～⑦	河川界
⑦～⑧	土地所有者別界(分譲地)
⑧～⑨	河川界
⑨～①	国立公園界

1 : 25,000

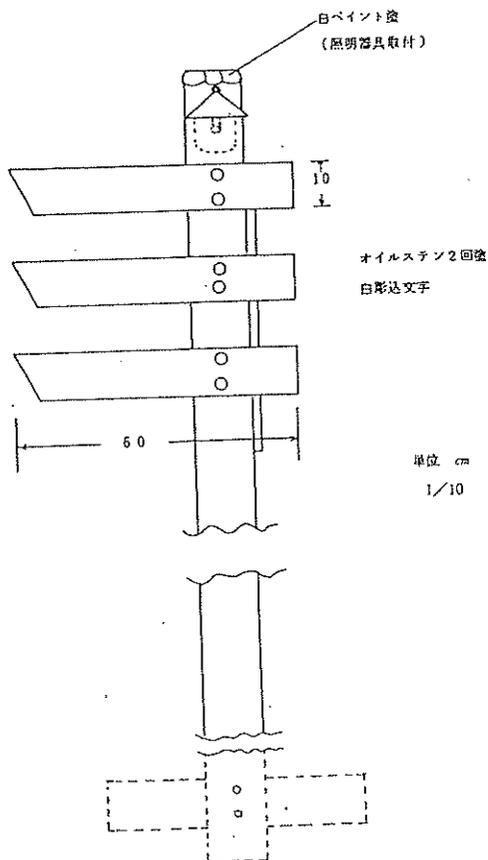


別紙4 看板等の設計例

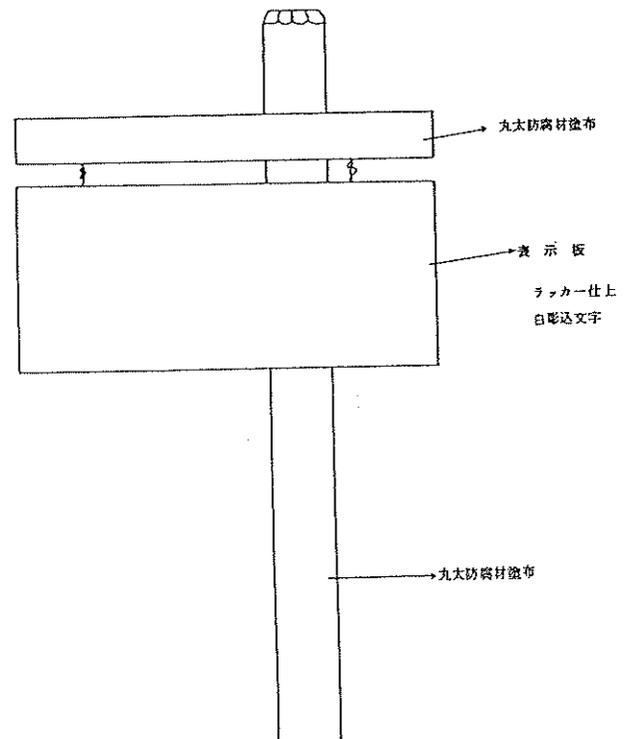
①地区総合案内看板



②統合誘導看板例



③敷地内営業内容等標示看板例



緑化木本表

(高木)

(低木)

樹種	笹ヶ峰	池の平	花木	樹種	笹ヶ峰	池の平	花木
ハルニレ ※	○	○		ノリウツギ	○	○	○春
トチノキ ※	○	○	○春	タニウツギ	○	○	○夏
ヤマハンノキ ※	○	○		バイカウツギ	×	○	○春
カツラ	○	○		ズミ	○	○	○春
シナノキ	○	○		レンゲツツジ	○	○	○春
材ハボダイソウ ※	○	○		コマユミ	○	○	×
シロヤナギ	○	○		ツリバナ	○	○	○
キタコブシ ※	×	○	○春	マユミ	○	○	○
オオヤマザクラ	×	○	○春	ユキツバキ	×	○	○春
※	○	○		ウワミズザクラ	○	○	○春
ミズナラ ※	○	○		サラサドウダン	○	○	○春
シラカンバ ※	○	×		サコミツハツツジ	○	○	○春
ガケカンバ	○	○		ムラサキヤブツツジ	○	○	○春
ヤマナラシ	○	○		ナナカマド	○	○	○春
イタヤカエデ	○	○		エゾアジサイ	×	○	○夏
ヤマモミジ	○	○		ミヤマガマズミ	○	○	○夏
ハウチワカエデ	○	○		ミヤマイボタ	○	○	○夏
コハナカエデ	○	○		オオカメノキ	○	○	○春~夏
サワグルミ ※	×	○		ヒメアオキ	×	○	×
トネリコ	○	○		エゾユズリハ	×	○	×
ヤチダモ ※	×	○		ツバブデマリ	×	○	○春
ハクウンボク	○	○		カンボク	×	○	○春~夏
コバノトネリコ	○	○		ハナイカダ	○	×	×
ドロノキ	○	×		ヤマハギ(カギ)	×	○	○秋
オオバヤナギ	○	○	○春	ハイイヌツゲ	○	○	×
アズキナシ	○	×		マルバマンサク	×	○	○春
キタゴヨウ	○	×		ヒメヤシャブシ	○	○	×
コメツガ	○	×		ミヤマカラハシ	○	○	○
クロベ	○	×		(草本)			
イチイ	○	○		野 芝	○	○	
イヌエンジュ	○	○		ススキ	○	○	
キハダ	○	×		ヨモギ	○	○	
ウダイカンバ	○	○		イタドリ	○	○	
ミズキ		○	○春	メドハギ	○	○	
ヤマボウシ ※				チガヤ	○	○	

注) ○印：適している ×印：適していない ※印：この地域に多い樹木

スキー場の安全対策についての指針

(新潟県スキー場安全対策連絡協議会)

第1 安全確保の基本

スキー場の安全対策については、スキー場の経営者及び管理者（以下「スキー場管理者」という。）が市町村、警察、消防、医療機関、その他の関係機関並びに観光協会及び旅館、民宿組合等地元関係者の協力を得ながら、次の事項を遵守・推進することにより、安全確保を図ることを基本とする。

第2 用語の定義

この指針において次に挙げる言葉は、それぞれここで定義した意味で用いるものとする。

1 スキー

スキーはもちろん、ソリやスノーボードなど雪上を滑るための器具を用いて、滑降や滑走を楽しむためのスポーツや遊びのほか、パラグライダーやスノーモービルなどその他の器具や乗り物を用いたり、また、それらを用いないで行う雪上のスポーツや遊びのすべてを含む。

2 スキー場

前項にいうスポーツや遊びのために設けられているコース・ゲレンデ・連絡路並びに付帯施設の敷地を含んだ区域でスキー場管理者によって指定された範囲をいう。

3 スキー場管理者

スキー場の安全な維持管理について責任を負う、個人・法人・地方自治体・その他団体をいう。

4 スキーヤー

1にいうスポーツや遊びをするためにスキー場に入っている人、及びそれ以外の目的でスキー場に入っているすべての人をいう。ただし、勤務中のスキー場職員は除く。

5 コース

スキー場でスキーをするために設けられた雪面や雪みち、及び来場者のさまざまな利用のために設けられているすべての雪面や雪みちを含む。

6 リフト

主にスキーヤーの輸送を目的としてスキー場に設置された、すべての運輸施設をいう。

第3 安全管理体制

1 市町村スキー場安全対策連絡協議会の設置

- (1) スキー場が所在する市町村長は、スキー場の管理者、第3の2(4)に定めるスキー場安全管理責任者、警察、消防、医療機関、及びその他の関係機関等をもって構成する市町村スキー場安全対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置するものとする。なお、地域の実態等に応じ、複数の市町村で協議会を設置することができる。
- (2) 市町村協議会は、区域内に所在するスキー場の安全等について、指導及び調整的役割を果たすものとする。また、スキー場周辺道路の交通対策等についても、交通安全

及び渋滞対策等の見地から総合的に検討を行い、関係機関等に対し、適切な措置を要請するよう努めるものとする。

2 スキー場における安全管理体制の確立

- (1) スキー場管理者は、スキー場における安全確保を図るため、スキー場安全管理責任者（以下「安全管理責任者」という。）及び各部門の責任者を選任し、スキーパトロール隊を組織するとともに、業務の責任分担及び指揮命令系統の明確化とその徹底に努める等、安全管理体制を確立しなければならない。
- (2) スキー場管理者は、スキー場における安全確保の基本となるスキー場安全管理計画（以下「安全管理計画」という。）を、安全管理責任者等と協議しながら策定するとともに、必要な安全対策を速やかに講じなければならない。
- (3) 安全管理計画は、概ね次の事項について定めるものとし、随時見直しに努めなければならない。なお、雪上車両運行規程については、全国安全対策協議会が定めた「雪上車両の安全運転マニュアル」に準拠し、必ず定めるものとする。

ア 安全管理体制

イ 従業者等の教育・研修・訓練計画

ウ スキー場施設等の安全対策

エ 雪上車両運行規程

オ 危険箇所の把握と安全対策

カ パトロール計画

キ 救急救護計画

ク その他スキー場の安全管理に必要な事項

(4) 安全管理責任者

安全管理責任者は、安全管理計画の実行上の責任者として、各部門の責任者等を指揮・監督し、スキー場における安全管理に万全を期すものとする。

(5) スキーパトロール隊員

パトロール計画に基づき、スキー場の混雑整理、危険箇所の対策の点検及び危険行為の阻止等安全指導と維持に努めるとともに、迅速な救急救護活動をおこなうものとする。

第4 スキー場の安全確保

スキー場の管理者は、スキー場の全体状況を常時把握し、別に定める指示標識・注意標識・禁止標識等及び別に定める標示マーク等で表した案内板を必要箇所に適切に設置するとともにパンフレット等でスキーヤーに周知すること。また、必要に応じた警告や気象状況、道路状況の的確な情報提供に努めること。なお、標識等の維持管理に当たっては、標識等が十分機能するよう、またスキーヤーの障害とならないよう配慮すること。

1 コース

- (1) コースは、技能程度別に設定し、そのコースの難易度を標識、案内板、パンフレット等でスキーヤーに周知すること。
- (2) スノーモービル、ソリ等の使用を認める場合は、一般のコースと区別し、周知に努めること。

- (3) スノーボードの使用を認めるコースについては、その旨周知するよう努めるほか、安全なスキー滑走の確保に配慮すること。
- (4) コース及びその周辺における、リフト、支柱・立木等の障害物及びその他の危険箇所を正確に把握し、その安全対策に万全を期し、事故防止に努めること。
- (5) コースには、スキー場の規模等に応じ、適正な数のパトロール隊員を配置するものとする。

2 リフト

- (1) 関係法令等を遵守し、施設の管理に万全を期すとともに、従業員に対し安全対策の重要性を徹底すること。
- (2) リフトの乗り降りの安全な方法について、スキーヤーへの指導、周知に努めること。

3 駐車場

駐車場とコースを明確に区分し、駐車場内における事故防止に努めること。また、適切な駐車誘導を行うとともに、盗難防止にも配慮すること。

4 スキー場内の建築物

スキー場の宿泊施設、休憩所、飲食施設及び管理棟等からの火災発生及び屋根からの落雪対策等に万全を期すとともに、衛生面にも十分留意すること。

5 雪上車両

スキー場管理者の雪上車両の運行に当たっては、雪上車両運行規程に基づき、安全運転管理者の選任等適切な運行管理体制を確立するとともに、スキー場管理者の管理に属さない雪上車両についても規制を検討する等事故防止に万全を期すこと。

第5 なだれ等に対する危険防止

1 危険個所の把握と対策

スキー場周辺の地形、過去のなだれ等の発生状況等調査し、あらかじめ危険箇所を把握するとともに、防止柵工及び防止林の造成等を行い、なだれ等の発生防止に努めること。また、なだれ等の危険箇所には、別に定める危険標識を設置するとともに、適切な措置を講じ、スキーヤーの近寄りを防止すること。

2 危険個所の巡回等

雪崩等の発生する恐れのある箇所については、気象状況に留意しながら、巡回を強化して正確な状況把握に努めるとともに、雪庇の除去等を行い、なだれ等の発生を防止すること。

3 スキーヤーに対する安全誘導

気象状況等により、なだれ等の発生する恐れのあるときは、危険箇所に監視員を配置すること。また、雪崩等の兆候を発見した場合は、直ちに、スキーヤーに危険を知らせるとともに、安全な場所に誘導し、危険を想定される区域の全てを立入禁止にすること。

第6 救急医療体制

1 医療機関等との連携

救急救護計画について、シーズン前に医療機関等と十分協議し、救急要員及び救急機材等を備えた救護所の設置、スノーボードの配置等救急医療体制を確立すること。

2 従業員に対する教育

スキーパトロール隊員等に対する救急救護教育をシーズン前に実施し、有資格者の育成を図る等、知識・技能の向上に努めること。

3 関係機関等への通報

万一事故が発生した場合は、直ちにけが人の救護に当たるとともに、コースの混乱を防止し、関係機関に速やかに通報すること。

第7 スキーヤーに対する安全意識の高揚

1 ルールの自覚とマナーの高揚

スキーヤーの安全を守るルールの自覚とマナーの高揚を図るため、ポスター、チラシ、掲示及び放送等による常時啓蒙に努めるとともに、スキー場における盗難防止についても関係機関と連携し、啓発・指導に努めること。

2 スキー学校における指導

スキー学校においても、安全な転び方等安全知識、スキーヤーの安全を守るルール及びマナーについて指導するよう努めること。

第8 その他

この指針に定めのない事項については、全国スキー安全対策協議会が定めた「国内スキー等安全基準」によるものとする。

(付記)

- 1 指針第4の「別に定める指示標識・注意標識・禁止標識等」及び「別に定める標示マーク等」並びに第5の1の「別に定める危険標識」とは、スキー安全対策協議会が定めた「全国統一スキー場標識及び標示マーク等」によるものとする。
- 2 指針第7の1及び2の「スキーヤーの安全を守るルール」とは、スキー安全対策協議会が定めた「スキー場の行動規則」によるものとする。

スキー場事業施設等の解釈

1 保存緑地

保存緑地とは、スキー場事業敷地からスキー場事業施設敷地を除いた土地で、事業の風致維持に支障ないように、適切に維持されることが担保された、樹林地及び自然草原をいう。

2 スキー場敷地

ア スキー場敷地とは、スキー場事業の執行の用に供される土地であって、ゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び附帯施設を含む、一定の広がりを持ち、原則として所有又は借受けにより同一人が同一目的のために、権利を行使できる土地をいう。

イ 所有又は借受けによっては、取扱要領3に定める、保存緑地の割合に見合うスキー場敷地を確保できない場合であって、特にやむを得ないと認められる場合においては、スキー場事業執行者がその隣接地の所有者との協定等により確保する土地もスキー場敷地とする。

3 スキー場施設敷地

スキー場施設のうち、スキーリフト及び附帯施設の敷地面積は、昭和54年6月30日付け環自保第230号環境庁自然保護局長通知「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」の別添「工作物の高さ及び水平投影面積の測定例」により測定した水平投影面積とする。

4 スキーリフト設置個所の地形勾配

ア スキーリフト設置個所の地形勾配とは、縦断及び横断の各地形勾配をいう。縦断勾配は、平均縦断地形勾配とし、横断勾配は、各工作物設置個所の横断地形勾配とする。

イ スキーリフトの増設箇所の縦断勾配とは、増設前の起点と増設後の終点の間の平均縦断地形勾配とする。

6 避難小屋

避難小屋とは、主としてスキー利用者が一時難を避けるために設けられる施設であって、併設公衆便所、休憩のための施設を含むが、原則として、軽食、喫茶等営利部分は含まないものとする。

7 休憩所

休憩所とは、主としてスキー利用者が休憩するため設けられる施設であって、軽食、喫茶等の施設を含むものとする。

8 建築物の高さ

建築物の高さとは、建築物の地上に露出する部分の最高部と最低地盤との差をいうものとし、建築基準法第2条第3項でいう「建築設備」を含めて算定するものとする。

ただし、避雷針、煙突及びアンテナ部分を除いて算定するものとする。

自然解説に関する計画

項 目	内 容
基本方針	<p>国立公園を訪れる利用者の動機や目的は様々であるが、ごく一般的に「自然とのふれあい」という共通項が見いだせるとすれば、その地域特有の自然を仲立ちとして適切なガイドを加えることにより、利用者と自然の対話が生まれてくるのが期待できる。したがって、適切なガイドをするためには、</p> <p>①どのような場所で ②どのような時期に ③どのような方法で ④どのような人が ガイドするのがより良い方法であるかを考えていくことが必要である。</p>
現 況	<p>①妙高高原ビジターセンター（池の平） ②笹ヶ峰ビジターセンター（笹ヶ峰） ③自然観察会等の開催（ビジターセンター、自然保護官事務所、市町村、地区観光協会、休暇村、妙高少年自然の家） ④各種パンフレットによる自然及び歩道の紹介（ビジターセンター、市町村、地区観光協会、各事業者等）</p>
実施方法	<p>当地域は冬季ゲレンデスキーの利用が多いものの、優れた自然的財産を十分に活用してるとは言い難い。したがって、四季を通じて十分利用されるよう次の点を実施していくものとする。</p> <p>①妙高高原ビジターセンターの利用 ビジターセンターについては、単に自然及び人文の物理的紹介に終わることなく、次の点に配慮する。 ア 自然解説員の常置及び各種案内 イ 各種行事の実施（自然観察会、探鳥会、レクチャーホールにおけるビデオ、スライドによる解説、写真及び絵画展示等） ウ 季節による展示内容の変更等 エ 冬季の自然観察行事の実施（歩くスキー、スノーシューの指導及び自然観察会） オ 地元住民、観光業者との協力 カ 周辺自然ガイドのためのパンフレット等の作成及び配布 キ 学識経験者等からの助言</p> <p>②笹ヶ峰ビジターセンターの利用 6月～10月までの開館期間であるが①の内容を準用する。</p> <p>③ビジターセンターを起点とした自然探勝路の充実 ア 既存歩道の活用</p>

イ 案内標識等の設置
ウ セルフガイドブックの作成
④旅館業者等の自然解説勉強会等の実施
ア 旅館業者等の意識の高揚のための呼び掛け
イ 各種資料の提供

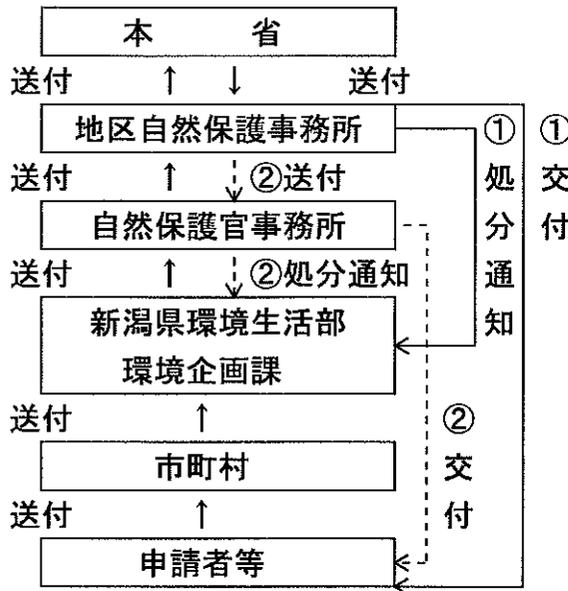
利用の規制計画

規制対象利用形態	規制目的	対策等
道路外への車両進入	植生保護 荒廃の防止	土地管理者又は道路管理者による柵又は車止めの設置
歩道外への立入り	湿原、高山帯植生等の保護	歩道管理者による制札及び柵の設置並びに指導のための巡視の励行
スキー場へのスノーモービル等乗入れ	一般スキー利用者との事故防止	スキー場事業者が管理行為として規制雪上車コースの設置
道路上のスキー滑走	事故防止	警察の道路交通法による規制のほか、宿舎事業者、スキー場事業者による注意啓蒙の実施
山菜採り	資源の保護 山火事防止 遭難防止	慣行との調整の上、土地管理者による規制を検討 (山菜等乱獲防止対策会議)
冬期過密時の交通規制	安全、快適な利用の確保	代替駐車場への誘導実施

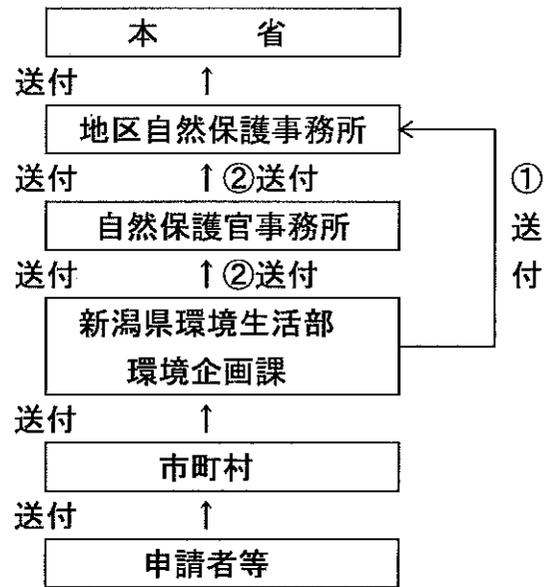
申請書の進達及び指令書交付について

1 環境大臣権限の申請書等（国の機関の協議等除く）の経由及び指令書交付の方法について

◇申請等

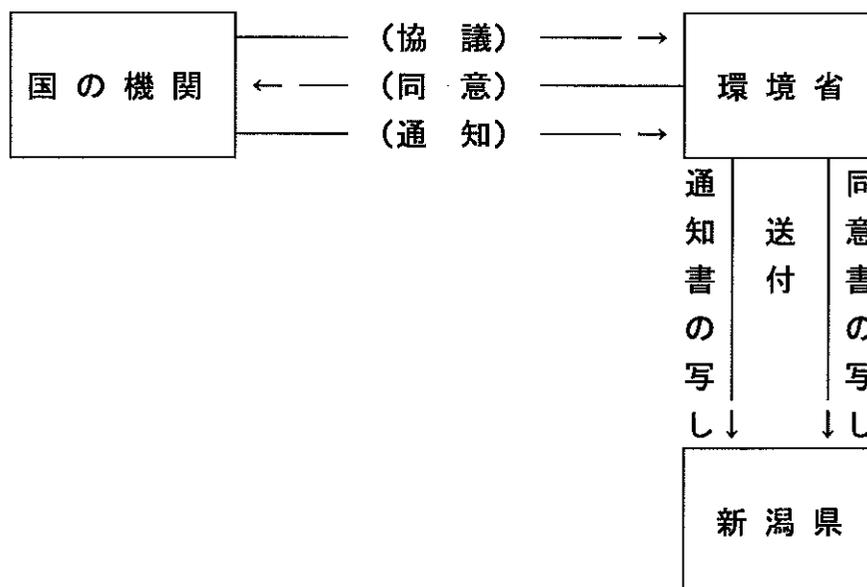


◇届出



①自然保護官事務所を経由しない場合 ②自然保護官事務所を経由する場合

2 国の機関の協議等に対する事前の意見照会及び方法の有無について



参考2

妙高高原ビジターセンター管理運営委員会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、妙高高原ビジターセンター管理運営委員会（以下「運営委員会」という。）という。

(事務所)

第2条 この会の事務所を妙高高原ビジターセンター内に置く。

(目 的)

第3条 運営委員会は、妙高高原ビジターセンターの適切な管理運営と自然保護思想の啓発を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 運営委員会は、前条の目的の達成のため、次の事業を行う。

- (1) 妙高高原ビジターセンターの適切な管理運営
- (2) 自然観察会等自然に親しむ運動の展開
- (3) その他目的達成に必要な事項

第2章 会員及び役員

(構 成)

第5条 運営委員会の会員は、別に掲げる関係機関並びに団体の代表者及び知識経験者をもって構成する。

(役 員)

第6条 運営委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副 会 長 1人
- (3) 常務理事 1人
- (1) 理 事 若干名
- (2) 監 事 2人

(役員を選任)

第7条 会長は妙高市長、常務理事は妙高市観光交流課長をもってし、副会長、理事及び監事は、総会で選任する。

2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任はさまたげない。

(役員職務)

第9条 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 常務理事は、会長の命を受け庶務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、運営委員会の運営に当たる。

5 監事は、会計を監査する。

第3章 会議

(会議)

第10条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催することができる。

(総会の議決事項)

第12条 次に掲げる事項は、総会の議決又は承認を得なければならない。

(1) 事業計画に関すること。

(2) 予算、決算に関すること。

(3) 会則の変更に関すること。

(4) 役員改選に関すること。

(5) 解散に関すること。

(6) その他、運営委員会の運営に必要な重要事項に関すること。

(理事会)

第13条 理事会は、総会に次ぐ議決機関で、会長、副会長、理事をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 理事会の決議事項は、次の総会に報告し、承認を求めなければならない。

(会議招集)

第14条 会議は会長が召集し、議長となる。

(会議定足数)

第15条 総会及び理事会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。

(会議議決)

第16条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決する

ところによる。

(専門部会)

第17条 特別な事項を審議するため、理事会に専門部会を設けることができる。

2 専門部会の構成員は、会長が指名する。

第4章 会 計

(会計年度)

第18条 運営委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第19条 運営委員会の経費は会費、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第5章 その他

(細 則)

第20条 運営委員会の運営、その他必要な事項及び妙高高原ビジターセンター管理運営要綱については、会長が別に定める。

付 則

この会則は、昭和58年7月22日から施行する。

この会則の一部改正は、平成2年7月10日から施行する。

この会則の一部改正は、平成11年6月2日から施行する。

この会則の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

本要領が適用されるスキー場事業は、別表に掲げる各スキー場事業とする。

1. 基本方針

スキー場施設（ゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び附帯施設）の新設、改良又は増設は、必要最小限に留めるものとし、施設の整備にあたっては、良好な自然地域にかかるものでなく、かつ妙高山の景観に著しい影郷を与えない場合に限るものとする。

また、いもり池及び灌漑用水に悪影響を与えないよう配慮するものとする。

なお、スキー場施設のうち、ゲレンデの新設又は増設については、利用上必要不可欠の場合に限るものとする。

2. スキー場施設の位置及び配置

ア 滑降コース、スキーリフト及び避難小屋の新設、改良又は増設の位置は、原則として標高1,700mをこえないものとする。ただし、良好な自然林にかかるもの等、上記基本方針に抵触するものについては、標高1,700m以下においても認めないものとする。また、次の場合には、必要最小限の延長を認める場合がある。

- 1 公園核心部の自然環境に影響を与えるものでないこと。
- 2 妙高山の景観に著しい影響を与えないものであること。
- 3 コース開設に伴う大径木の伐採が僅少であること。
- 4 大規模な地形の改変を伴うものでないこと。

イ ゲレンデの新設、改良又は、増設の位置は、既設のものを除き、標高1,300mをこえないものとする。

ウ 附帯施設のうち、避難小屋、休憩所を除く建築物の新築、改良又は増築の位置は、標高1,100mをこえないものとし、休憩所は、標高1,300mをこえないものとする。

エ ゲレンデ及び滑降コースの配置にあたっては十分な施設間隔を保つとともに、すぐれた植生の見られる土地、災害発生危険地等の土地は避けるものとする。

3. 保存緑地

スキー場施設の整備にあたっては、次の各号に掲げる区分に従い保存緑地を確保するものとする。

ア スキー場施設を新たに新設する場合

(ア) スキー場事業を新たに執行する場合

スキー場施設敷地に対する保存緑地の割合は、150パーセント以上とすること。

(イ) 既執行のスキ場事業執行者がスキー場施設を新設する場合

スキー場施設敷地に対する保存緑地の割合が現に150パーセント未満のスキー場にあつては新設するスキー場施設の敷地に対し150パーセント以上の割合を持つ保存緑地を新たに確保するものとし、現に150パーセント以上のスキー場にあつては全体として150パーセント以上の保存緑地を確保するものとする。

イ スキー場施設を増設する場合

スキー場施設敷地に対する保存緑地の割合が現に150パーセント未満のスキー場にあつては増設後の保存緑地の割合は増設前の割合以上、現に150パーセント以上のスキー場にあつては全体として150パーセント以上とする。

4. スキー場施設の規模、構造

ア 滑降コース

新設又は増設のコース巾は、原則として50m（標高1,300mをこえる地域では30m）をこえないものとする。ただし、すでに、50mをこえている既存滑降コースの改良については、改良前のコース巾をこえないものとする。

イ ゲレンデ

ゲレンデの新設又は増設の位置は、スキーリフトの起終点又は中継点で利用上必要な場所に限るものとし、規模は必要最小限にとどめるものとする。

ウ 滑降コース及びゲレンデの造成方法

滑降コース及びゲレンデの新設、改良又は増設に伴う整備あたつては、大規模な切土、盛土等を伴う土工事や、急傾斜地、土質劣悪地における造成を避け、支障木の伐採が極力少なくなるよう努めるとともに、跡地は、表土保全による速やかな緑化を図り、防災上の措置を講ずるものとする。また、妙高山の景観維持には、特に配慮するものとする。

エ スキーリフト（ゴンドラを含む）

(ア) スキーリフトの新設又は増設の箇所における地形勾配は、原則として50パーセントをこえないものとする。

(イ) 山頂駅舎は、管理上必要最小限の規模とする。

(ウ) 駅舎建築物を必要とする場合は、駅舎屋根の形状は、原則として5分の1以上の勾配を有する切妻形又はこれに準ずるものとする。

(エ) 駅舎建築物の屋根の色彩は、こげ茶色（日本塗料工業会標準色見本255番（以下色見本255番）とし、外壁は、原則として自然材料を用いるものとする。外壁のうち自然材料で覆われない部分の色彩については、こげ茶色系等周囲の自然に溶け込むものとする。

(オ) リフト支柱の色彩は、こげ茶色（色見本255番）とする。

オ 附帯施設

(ア) 建築物(スキーリフト等にかかる建築物を除く)の新築、改築又は増築は次のとおりとする。

- ㊦ 避難小屋は、高さが8mかつ建築面積が40㎡をこえないものとする。
- ㊧ 休憩所は、高さ8mかつ建築面積が200㎡(高さが8m又は建築面積が200㎡をこえている建物の改築又は建替若しくは災害復旧のための新築にあつては、既存建築物の高さ又は建築面積)をこえないものとする。
- ㊨ 休憩所、避難小屋を除く建築物は、高さが13m(高さが13mをこえている建物の改築又は建替若しくは災害復旧のための新築にあつては、既存建築物の高さ)をこえないものとする。
ただし、昭和50年10月22日付け環自保第95号で認定された特定地域にあつては、建築物の高さが20m(高さが20mをこえている建物の改築又は建替若しくは災害復旧のための新築にあつては、既存建築物の高さ)をこえないものとする。
- ㊩ 建築物の屋根の形状は、原則として5分の1以上の勾配を有する切妻形又はこれに準ずるものとする。
- ㊪ 建築物の屋根の色彩は、こげ茶色(見本255番)とし、外壁は、原則として自然材料を用いるものとする。外壁のうち自然材料で覆われない部分の色彩については、こげ茶色系等周囲の自然に溶け込むものとする。
- ㊫ 汚排水処理施設は、技術的に最良の機能を有すると認められるものとし、浄化槽を設ける場合には、水質汚濁防止法及び町村、地区、用水の基準を満たすものとする。

(イ) スキー場内における管理用道路の新設、改良又は増設は、大巾な地形変更を生ずるような構造を避けるものとする。

(ウ) 標識類の新設は次のとおりとする。

- ㊬ 案内板の材料は原則として木材とし、色彩は茶色系統とするとともにデザインの統一を図るものとする。
- ㊭ 指導標及び注意標識の表示内容、材料、色彩、デザイン等については、当該取扱要領地域全体として統一を図るものとする。
- ㊮ 標識類には、商品名等を掲出しないものとする。

5. スキー場内における放送等の音響について

静穏な環境を保持するため、必要最小限となるよう努めるものとする。

(別表)	妙高高原地域スキー場事業名
事業名	事業地
赤倉	新潟県中頸城郡妙高高原町及び妙高村（赤倉）
池の平	新潟県中頸城郡妙高高原町（池の平）
五最杉	新潟県中頸城郡妙高村（五最杉）
燕温泉	新潟県中頸城郡妙高村（燕温泉）
関温泉	新潟県中頸城郡妙高村（関温泉）
杉野沢	新潟県中頸城郡妙高高原町（杉野沢）

*中頸城郡妙高高原町及び妙高村は、合併により平成17年4月1日より妙高市に変更。

1. 保存緑地

保存緑地とは、スキー場敷地からスキー場施設敷地を除いた土地をいう。

2. スキー場敷地

ア スキー場敷地とは、スキー場事業の執行の用に供せられる土地であって、ゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び附帯施設を含む一定の広がりを持ち、原則として所有又は借り受けにより同一人が同一目的のために権利を行使できる土地をいう。

イ 所有又は借り受けによっては取扱要領3に定める保存緑地の割合に見合うスキー場敷地を確保できない場合であって、特にやむを得ないと認められる場合においては、スキー場事業執行者がその隣接地の所有者との協定等により確保する土地もスキー場敷地とみなす。

3. スキー場施設敷地

スキー場施設のうち、スキーリフト及び附帯施設の敷地面積は、昭和54年6月30日付け環自保第230号環境庁自然保護局長通知「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」の別添「工作物の高さ及び水平投影面積の測定例」により測定した水平投影面積とする。

4. 滑降コース巾

利用者の安全を図る必要がある箇所においては、部分的にコース巾50m（標高1,300mをこえる地域では30m）を多少こえてもやむを得ないものとする。

5. スキーリフト設置箇所の地形勾配

ア スキーリフト設置箇所の地形勾配とは、縦断及び横断の各地形勾配をいい、縦断勾配は平均縦断地形勾配、横断勾配は各工作物設置箇所の横断地形勾配とする。

イ スキーリフトの増設箇所の縦断勾配とは、増設前の起点と増設後の終点の間の平均縦断地形勾配とする。

ウ 縦横断勾配が50パーセント以下であっても積雪による施設又は利用者の安全に支障を及ぼすおそれがある場合は、設置箇所を変更するものとする。

6. 避難小屋

避難小屋とは、主としてスキー利用者が一時難を避けるために設けられる施設であって、併設トイレ、休憩のための施設を含むが、原則として、軽食、喫茶等営利部分は含まないものとする。

7. 休憩所

休憩所とは、主としてスキー利用者が休憩するため設けられる施設であって、軽食、喫茶等の施設を含むものとする。

8. 建築物の高さ

建築物の高さとは、建築物の地上に露出する部分の最高部と最低地盤との差をいうものとし、建築基準法第2条第3号でいう「建築設備」を含めて算定するものとする。

ただし、避雷針、煙突及びアンテナ部分を除いて算定するものとする。

9. その他

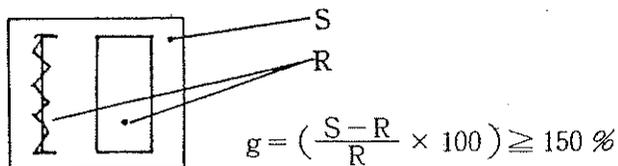
スキー場施設の新設、改良及び増設の解釈及び保存緑地率の算定方法は、別表2によるものとする。

(別表)

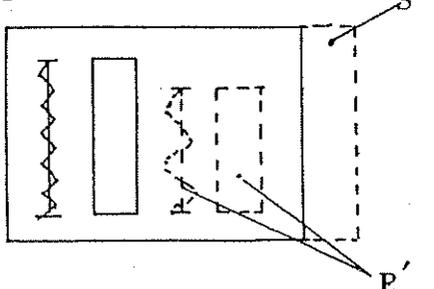
スキー場施設の新設、増設及び改良の解釈及び保存緑地率の算定方法

(1) 新設

① 当初執行

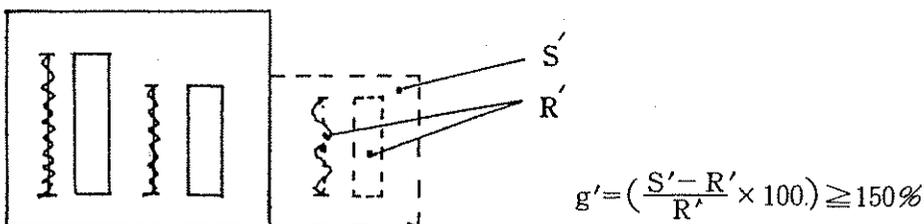


② 既存敷地内の新設

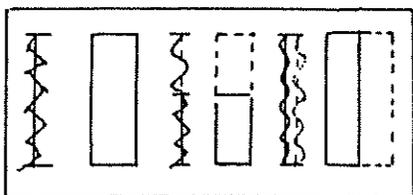


- ① 現状 $g \geq 150\%$ のとき
 $g = 150\%$ まで新設可能
- ② 現状 $g \leq 150\%$ のとき
原則として新設は好ましくないが、スキー場敷地の追加が可能な場合は、新設に係るスキー場施設敷地に対して①の計算方法による保存緑地を確保すれば新設可能
 $g' = \left(\frac{S'-R'}{R'} \times 100 \right) \geq 150\%$

③ 既存敷地に敷地・施設の追加新設

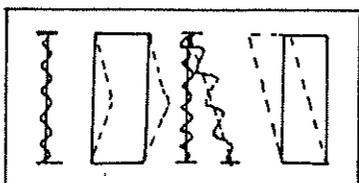


(2) 増設 (施設の延長・拡巾等)



- ① 現状 $g \leq 150\%$ のとき
従前の保存緑地割合まで増設可能
(但し従前の割合となるまで敷地の増加の必要)
- ② 現状 $g \geq 150\%$ のとき
 $g = 150\%$ まで増設可能

(3) 改良 (施設の修正、つけ替等)



原則として改良前、改良後の施設面積は同一とする。

S = スキー場敷地面積
R = スキー場施設敷地面積
(ゲレンデ、コース、付帯施設敷地に係る面積の和)
G = 保存緑地面積 (S - R)
g = 保存緑地割合 (率)
 $\left(\frac{S-R}{R} \times 100 \right)$
* 保存緑地率 150%とはスキー場敷地面積に対する保存緑地面積及びスキー場施設敷地面積の割合を各々60%、40%とした場合におけるスキー場施設敷地面積に対する保存緑地面積の割合を示したもの
 $\left(\frac{0.6}{0.4} \times 100 = 150\% \right)$